○内閣府令第

号

公認会計 士法及び金融 商 品取引法 \mathcal{O} 部を改正する法律 (令和四年法律第四十一号) 及び公認会計士法施

行令等 \mathcal{O} 部 を改正する 政 令 (令 和 五 年 政 令第 号) 0) 施行に 伴 Λ, 並 び に関係法 令 \mathcal{O} 規定に基づき、

及び 関係: 法令を実施するため、 公認会計 士法 施行規則等 \mathcal{O} ___ 部を改正する内閣 府令を次のように定める。

令和五年
月

内閣総理大臣 岸田 文雄

公認会計士法施行規則等の一部を改正する内閣府令

(公認会計士法施行規則の一部改正)

第 条 公認会計 士法 施 行規則 平 成十 九年内閣 府令第八十一号) 0 部を次のように改正

次 \mathcal{O} 表によっ り、 改 正 前 欄 に 掲げ うる規定の \mathcal{O} 傍線を付した部分をこれ に順次対応する改正後 欄 に 掲げ る規定

 \mathcal{O} 傍線を付した部分のように改め、 改正 前 欄 及び 改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二 一重傍線 を付

L た規定 (以下この条において 「対象規定」 という。 は、 その標記部分が同 <u>ー</u>の もの は当該 対象規定 を

改正 後欄 に掲げるも \mathcal{O} のように改め、 その標記 部分が異なるものは改正 前欄に掲げ る対象規定を改正 後欄

ないものは、これを削り、 に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げてい 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないも

のは、これを加える。

監査法人の監査証明業務に補助者として従事しているにもか 三 監査第二十六条第五号において同じ。)を行う業務 第二十計し 必要な措置を講じることをいう 第二十三条第二号及び 訃し		被監査会社等の財務書類に係る意見又は結論を表明するに先立 被監	る審査(二	上に実質的な関与をしていると認められる業務	に	他の公認会計士の監査証明業務に補助者として従事している 一 他	げるものとする。	する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲	法第二十四条の三第三項(法第十六条の二第六項において準用 3 [同上]	[略] 2 [同	第九条 [略] 第九条	(監査関連業務等) (監査	附則	(第八十三条—第九十六条)	第五章 上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則 第五章	[第一章〜第四章 略]	目次	改 正 後
監査法人の監査証明業務に補助者として従事しているにもか第二十六条第四号において同じ。)を行う業務託・必要な措置を講じることをいう。第二十三条第二号及び	公見文は結論の形成に至る一切の過	被監査会社等の財務書類に係る意見又は結論を表明するに先立	の公認会計士から委託を受け、監査証明業務に係る審査(的な関与を	かかわらず、当該業務に当該他の公認会計士と同程度以上	他の公認会計士の監査証明業務に補助者として従事している			上	占	[同上]	查関連業務等)			雑則 (第八十三条)	[第一章~第四章 同上]		改正前

十二第二項に規定する社員と同程度以上に実質的な関与をして かわらず、 当該監査証明業務に当該監査法人の法第三十四条の かわらず、

4

いると認められる業務

略

(単独監査を行うやむを得ない事情)

第十一条 得ない事情は、 いて準用する場合を含む。 法第二十四条の四ただし書(法第十六条の二第六項にお 次に掲げる事情とする。)に規定する内閣府令で定めるやむを

略

より、 該他の公認会計 人又は補助者として使用する他の公認会計士が移転したことに 共同して監査証明業務を行う他の公認会計士若しくは監査法 当該他の公認会計士若しくは監査法人と共同し、又は当 士を補助者として使用して行うことができなく

四 五 略

なったこと。

(説明書類に記載する業務の状況に関する事項)

第十四条 て準用する場合を含む。 法第二十八条の四第一項(法第十六条の二第六項におい 第十七条第一項において同じ。)に規定

業務の概況に関する次に掲げる事項

する内閣府令で定めるものは、

次に掲げる事項とする。

略

項に規定する社員と同程度以上に実質的な関与をしていると認 当該業務に当該監査法人の法第三十四条の十二第二

められる業務

4 [同 上]

(単独監査を行うやむを得ない事情)

第十一条 同上

同上

三 共同して監査証明業務を行う他の公認会計士若しくは監査法

人又は補助者として使用する他の公認会計士が移転したことに

より共同で当該業務を行うことができなくなったこと。

回・五 同上

(説明書類に記載する業務の状況に関する事項

第十四条 同上

同上

「イ・ロ 同上

- ハ 業務の運営の状況(次に掲げる事項を含む。)
- (1) [略]
- ③ 登録上場会社等監査人である場合には、第九十三条各号でない場合には、業務の品質の管理をいう。以下同じ。)の状況の状況(一個に規定する業務の品質の管理をいう。以下同じ。)の状況
- じ。)を受けた年月第三十九条第一号ホ(5)及び第八十七条第一号ロにおいて同第三十九条第一号ホ(5)及び第八十七条第一号ロにおいて同。)の調査(法第四十六条の九の二第一項の調査をいう。(4)直近において日本公認会計士協会(以下「協会」という
- 三に規定する業務を他の公認会計士又は監査法人と共同して大会社等を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。第三十九条第一号へにおいて同じ。)の財務書類について監査証明大会社等をいう。以下同じ。)の財務書類について監査証明大会社等をいう。以下同じ。)の財務書類について監査証明
- 人の氏名又は名称 (1) 当該業務上の提携を行う当該他の公認会計士又は監査法

行うことを含む。

に関する次に掲げる事項

- ハ [同上]
- (1) 同上
- る業務の品質の管理をいう。以下同じ。)の状況2 業務の品質の管理(法第三十四条の十三第三項に規定す

[加える。]

- けた年月 日本公認会計士協会(以下「協会」という。)の調査を受っている。 正正において法第四十六条の九の二第一項の規定による
- に関する次に掲げる事項 業務を行ったものに限る。)又は監査法人との業務上の提携大会社等をいう。以下同じ。)の財務書類について監査証明 一 他の公認会計士(大会社等(法第二十四条の二に規定する
- 名称 (1) 提携を行う当該他の公認会計士又は監査法人の氏名又は

5

ロ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任	[号の細分を削る。]
イ 業務の品質の管理の監視に関する措置	[号の細分を削る。]
次に掲げるものを含む。)がとられていること。	とられていること。
二 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置(二 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が
とられていること。	がとられていること。
第二十七条第一号及び第三十九条第一号ホにおいて同じ。)が	第二十七条第一号及び第三十九条第一号ホ(1)において同じ。)
び経営管理に関する措置並びに法令遵守に関する措置を含む。	び経営管理に関する措置並びに法令遵守に関する措置を含む。
一 業務の執行の適正を確保するための措置(経営の基本方針及	一 業務の執行の適正を確保するための措置(経営の基本方針及
	なければならない。
	備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさ
第二十五条 [同上]	第二十五条 法第三十四条の十三第一項の規定により監査法人が整
(業務管理体制の整備)	(業務管理体制の整備)
	不重 () ()
	仕員とする。
	に掲げる者と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる
	ているにもかかわらず、当該対象業務に同号から同条第三号まで
	るものは、同条第一号に規定する対象業務に補助者として従事し
[条を加える。]	第二十二条の二 令第十四条の二第六号に規定する内閣府令で定め
	(対象業務に重要な影響を与えることができる社員)
[二・三 同上]	[二•三 略]
(3) 業務上の提携の内容	(3) 当該業務上の提携の内容
② 提携を開始した年月	② 当該業務上の提携を開始した年月

	者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置
[三〜七 略]	[三~七 同上]
(品質の管理)	(品質の管理)
第二十六条 法第三十四条の十三第三項に規定する内閣府令で定め	第二十六条 [同上]
る業務の遂行に関する事項は、次に掲げる事項とする。	
一 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持	一 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保
	二 [同上]
三 業務を担当する社員その他の者の選任	三 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及
	び選任
四 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得	[号を加える。]
又は開発、維持及び配分(次に掲げる事項を含む。)	
イ 社員の報酬の決定に関する事項	
ロ 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項	
五 [略]	四 [同上]
六 業務に関する情報の収集及び伝達	[号を加える。]
七 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継	[号を加える。]
ぎ	
八 前各号に掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割	[号を加える。]
及び責任の明確化	
九 前各号に掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成	[号を加える。]
を阻害する可能性のある事象(以下この号において「リスク」	
という。)の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための	

方針の策定及び実施

握(以下この号において「モニタリング」という。)及び当該十一第一号から第八号までに掲げる事項についての実施状況の把

モニタリングを踏まえた改善

(貸借対照表)

「2~10 略」 略]

められるものは、評価・換算差額等として純資産に計上することっても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認い 次に掲げるものその他資産、負債又は社員資本以外のものであ

ができる。

略

| ヘッジ会計(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)

用する場合におけるヘッジ手段(同号に規定するヘッジ手段を第二条第三項第二十八号に規定するヘッジ会計をいう。)を適

二

いう。)

に係る損益又は評価差額

、説明書類に記載する業務及び財産の状況に関する事項)

定めるものは、次に掲げる事項(無限責任監査法人にあっては、第三十九条 法第三十四条の十六の三第一項に規定する内閣府令で

第五号ロからホまでに掲げる事項を除く。)とする。

[号を加える。]

(貸借対照表)

第三十条 [同上]

「2 10 同上」

11

同上

[同上]

一 ヘッジ会計 (会社計算規則 (平成十八年法務省令第十三号)

いう。)に係る損益又は評価差額用する場合におけるヘッジ手段(同号に規定するヘッジ手段を第二条第三項第二十五号に規定するヘッジ会計をいう。)を適

三[同上]

(説明書類に記載する業務及び財産の状況に関する事項)

五号ロからボに掲げる事項を除く。)とする。 定めるものは、次に掲げる事項(無限責任監査法人にあっては第第三十九条 法第三十四条の十六の三第一項に規定する内閣府令で

業務の概況に関する次に掲げる事項

「イ〜ニ 略」

ホ げる事項 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況に関する次に掲

- (1) 略
- (2)理 一の方針の策定及びその実施に関する措置 登録上場会社等監査人でない場合には、 業務の品質の管

(3)に掲げる事項 登録上場会社等監査人である場合には、 第九十三条各号

(5) (4)略

直近において協会の調査を受けた年月

(6) 略

同して行うことを含む。 第三十四条の三十四の十三に規定する業務を公認会計士と共 又は他の監査法人との業務上の提携(法第二十四条の四又は 行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。) 公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を)に関する次に掲げる事項

(1)の氏名又は名称 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法

(1)

提携を行う当該他の公認会計士の氏名又は監査法人の名

(2)当該業務上の提携を開始した年月

同上

[イ〜ニ 同上]

朩 同上

(2) (1) 同上

関する事項並びに社員及び使用人その他の従事者の研修に 置 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措 (独立性の保持のための方針の策定、 社員の報酬決定に

[加える。]

関する事項を含む。

5において同じ。

[同上]

(4) 協会の調査を受けた年月 直近において法第四十六条の九の二第 項の規定による

(5)同上

関する次に掲げる事項 務を行ったものに限る。) 又は監査法人との業務上の提携に 他の公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業

(2)称

提携を開始した年月

第四十二 六 五. 三 5 四 (検査役の調査を要しない市場価格の ホ \vdash 「イ〜ハ 財 (2)(3)保険契約」という。) 規定する有限責任監査法人責任保険契約をいう。 責任監査法人責任保険契約 所へ供託した供託金の額、 (4)(3)(1)の業務上の提携に関する次に掲げる事項 ることを業とする者をいう。 他人の求めに応じ報酬を得て、 略 (産の概況に関する次に掲げる事項 供託金等の額 は名称 外国監查事務所等 略 当該業務上 当該業務上の提携を行う当該外国監査事務所等の商号又 当該業務上の提携の内容 当該業務上 略 略 法第三十四条の二十三第一項において準用する会社法 略」 の提携を開始した年月 の提携の内容 (令第二十五条に規定する供託金の額、 (外国の法令に準拠し、 の塡補限度額を含む。 保証委託契約の契約金額及び有限 (法第三十四条の三十四第 以下この号において同じ。)と 財務書類の監査又は証明をす ある有価証券) 外国において、 以下 一項に 「責任 供託 第四十八条 六 五. 三~四 (検査役の調査を要し ホ 1 [イ〜ハ 同上] 規定する有限責任監査法人責任保険契約をいう。 (4)(3)(2)(1) (3)[同上] 保険契約」という。 責任監査法人責任保険契約 所へ供託した供託金の額、 [同上] 供託金等の額 同上 同上 提携を開始した年月 提携を行う当該外国監査事務所等の商号又は名称 業務上の提携の内容 業務上の 同上 同上 同 上 提携の内容 (令第二十五条に規定する供託金の額、 ない のてん補限度額を含む。 市場価格のある有価証券 保証委託契約の契約金額及び有限 (法第三十四条の三十四第 以下

供託

「責任 一項に

券の価格とする方法とする。に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する有価証第二百七条第九項第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次

[略

付け等に 同 第 変更日に 一条第一 の対象であるときは、 係る契約における当該有価証券の価格 三項第三 おいて当該有価証券が公開買付け等 一十二号に規定する公開買付け等をいう。 当該決定日における当該 (会社計 算規則 公開 以 買 下

(監査報告書の記載事項)

第六十九条 記載し、 第 は当該特定証明に係る指定有限責任社員 特 業務執行社員」 代表者の 報告書が監査法 を付して署名しなければならない。 · う。 、法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。 が作成の 定証明をいう。 指定証明 項に規定する指定有限責任社員をいう。 又は特定証明 ほ か か、 ~つ、 年 前条の監査報告書には、 (法第三十四条の十の 月日 という。 当該監査証明に係る業務を執行した社員 公認会計士又は監査法人の代表者が作成の 人の作成するものであるときは、 を付 であるときは、 して署名し (法第三十四条の十の五第二項に規定する が、 署名しなければならない。 なけ 四第二項に規定する指定証明を この場合において、 当該指定証明に係る指定社員 次に掲げる事項を簡潔明 れ ばならな (法第三十四条の である業務執行 当該監査法人の 当該監 (以下 ただし 年月 十 の <u>、</u> 又 瞭に 五. 査 日

[同上]

付け等に係る契約における当該有価証券の価格同じ。)の対象であるときは、当該決定日における当該公開買第二条第三項第二十九号に規定する公開買付け等をいう。以下一変更日において当該有価証券が公開買付け等(会社計算規則

(監査報告書の記載事項)

第六十九条 て 社員をいう。 責任社員 に規定する指定社員をいう。 特定証明をいう。 いう。) 業務執行社員」 代表者のほか、 報告書が監査法人の作成するものであるときは、 を付して署名しなければならない。この場合において、 記載し、 指定証明 当 該指定証明に係る指定社員 又は特定証明 カュ (法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任 前 つ、 (法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証 条の監査報告書には、 という。 である業務執行社員が作成の年月日を付して署名 当該監査証明に係る業務を執行した社員 公認会計士又は監査法人の代表者が作成 であるときは、 (法第三十四条の十の五第二項に規定する が、)又は当該特定証明に係る指定有 署名しなければならない。 (法第三十四条の十の四 次に定める事 当 該監査法 人の 当該監査法 ず項を簡単 代 表者に代え 当該監 の年月 潔明 (以 下 ただし 第一 人の 療に 明 限 日

. 項を削る。 [項を削る。] 八十二十二五 兀 [号を削る。] 場合を除く。 \mathcal{O} ているかどうかについての意見 財政状態及び経営成績を全ての重要な点において適正に表示し る企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の 監査の対象となった計算書類が、一般に公正妥当と認められ 意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載する その他の記載内容に関する事項(第八項の規定により第二号 監査の対象となった計算書類の範囲 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任 登録有限責任監査法人の代表者の責任 前号の意見の根拠 略 略 3 2 兀 載するものとする。 五. しなければならない。 [号を加える。 [号を加える。] _号を加える。 [号を加える。] 第一項第二号に定める監査の概要は、 前項第一号に定める監査の対象は、 から計算書類に対する意見を表明することにあること。 社員にあること。 財政状態及び経営成績をすべての重要な点において適正に表示 る企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の しているかどうかについての意見 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立 監査の対象となった計算書類の範囲 監査の対象となった計算書類が、一般に公正妥当と認めら 監査の対象 計算書類の作成責任は監査の対象となる有限責任監査法 実施した監査の概要 同上 [同上] 次に掲げる事項について記 次に掲げる事項について 人の

2

該各号に定める事項を記載するものとする。 前項第二号の意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当

いて適正に表示していると認められる旨に係る会計年度の財政状態及び経営成績を全ての重要な点にお正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類一無限定適正意見、監査の対象となった計算書類が、一般に公

書類が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった計算

た場合には、当該実施できなかった監査手続を記載するものとす記載するものとする。ただし、重要な監査手続が実施できなかっ

る。

われた旨 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行

ことを求めていること。 書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得る二 監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に計算

| 監査は試査を基礎として行われていること。

適用方法並びに有限責任監査法人の社員によって行われた見積四 監査は有限責任監査法人の社員が採用した会計方針及びその

りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討しているこ

ح

五 監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと

応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。 第一項第三号に定める意見は、次の各号に掲げる意見の区分に

おいて適正に表示していると認められる旨に係る会計年度の財政状態及び経営成績をすべての重要な点に正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類 無限定適正意見 監査の対象となった計算書類が、一般に公

書類が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった計算

められる旨 び経営成績を全ての重要な点において適正に表示していると認 の基準に準拠して、 当該計算書類に係る会計年度の財政状態及

 \equiv 不適正意見 監査の対象となった計算書類が不適正である旨

3 るものとする。 項第三号の意見の根拠は、 次に掲げる事項について記載す

われた旨 監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与え 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行

は、 第一項第二号の意見が前項第二号に掲げる意見である場合に 次のイ又は口に掲げる事項

る十分かつ適切なものであること。

る意見とした理 に与えている影響並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げ 除外事項及び当該除外事項が監査の対象となった計算書類

えて前項第二号に掲げる意見とした理由 を実施できなかった事実が影響する事項並びにこれらを踏ま 実施できなかった重要な監査手続及び当該重要な監査手続

匹 は、 監査の対象となった計算書類が不適正である理由 項第二号の意見が前項第三号に掲げる意見である場合に

> 認められる旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該計算書類 び経営成績をすべての重要な点において適正に表示していると の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及 が影響する事項 に与えている影響又は重要な監査手続が実施できなかった事実

三 不適正意見 監査の対象となった計算書類が不適正である旨

及びその理由

[項を加える。]

掲げる事項について記載するものとする。	6 第一項第六号の登録有限責任監査法人の代表者の責任は、次に事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。	計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した、重要な後発事象その他の事項であって、監査を実施した公認会	5 第一項第五号の追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象べき事項の有無及びその内容	その他の記載内容について公認会計士又は監査法人が	四 その他の記載内容に対する公認会計士又は監査法人の責任表明するものではない旨	三 その他の記載内容に対して公認会計士又は監査法人は意見を責任	二 その他の記載内容に対する登録有限責任監査法人の代表者の一 その他の記載内容の範囲	を記載するものとする。		4 第一項第四号のその他の記載内容に関する事項は、法第三十四 =
[項を加える。]	[項を加える。] 項について記載するものとする。	会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当と判断した事更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、監査を実施した公認	5 第一項第四号に定める事項は、正当な理由による会計方針の変							[項を加える。]

8 第六十九条の二 ない。 表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載しなければなら られなかった場合には、 たこと等により、 六 五. 兀 対象業務に重要な影響を与えることができる社員) 行われた見積り びその適用方法並びに登録有限責任監査法人の代表者によって むこと。 どうかの合理的な保証を得ることを求めていること。 認会計士又は監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないか 公認会計士又は監査法人は、 のものではないこと。 査法人の判断によること。 していること。 : ら計算書類に対する意見を表明することにあること。 監査は計算書類項目に関する監査証拠を得るための手続を含 監査の目的は内部統制の有効性について意見を表明するため 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立 監査手続の選択及び適用は監査を実施した公認会計士又は監 監査は登録有限責任監査法人の代表者が採用した会計方針 般に公正妥当と認められる監査の基準は監査を実施した公 令第二十三条第二号へに規定する内閣府令で定め 第一 の評価も含め全体として計算書類の表示を検討 項第二号の意見を表明するための基礎を得 同項の規定にかかわらず、 重要な監査手続が実施されなかっ 同号の意見の 及 場 6 [条を加える。 理的な基礎を得られなかった場合には、 しなければならない。 たこと等により、 同号の意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかっ 第一項第三号に定める意見を表明するための合 同項の規定にかかわらず

と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる社員とするるにもかかわらず、当該対象業務に同号イからハまでに掲げる者るものは、同号イに規定する対象業務に補助者として従事してい

特則第五章 上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する

(登録の申請)

ければならない。 書に、同条第二項の規定による書類を添付して、協会に提出しな ある様式により作成した法第三十四条の三十四の四第一項の申請 める様式により作成した法第三十四条の三十四の四第一項の申請 がる様式により作成した法第三十四条の三十四の四第一項の申請

- 一 公認会計士 別紙様式第十九号
- 二 監查法人 別紙様式第二十号

(登録申請書の記載事項)

内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 第八十四条 法第三十四条の三十四の四第一項第一号ニに規定する

同して監査証明業務(金融商品取引法第百九十三条の二第一項等をいう。以下この章において同じ。)の財務書類について共上場会社等(法第三十四条の三十四の二に規定する上場会社

第五章 雑則

(法第四十九条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める事

曲

定める事由は、次に掲げる事由とする。 第八十三条 法第四十九条の四第二項第二号に規定する内閣府令で

- ていないこと。 法第四十六条の九の二第一項の規定による協会の調査を受け
- 一 前号の調査に協力することを拒否していること。

助者として使用する他の公認会計士に関する次に掲げる事項)を行う他の公認会計士又は当該監査証明業務を行うときに補第一号ロ2及び第九十五条を除き、以下この章において同じ。及び第二項に規定する監査証明に係るものに限る。第八十七条

- 公認会計士の登録番号
- ロ 登録上場会社等監査人である場合には、その登録番号
- は、その旨及び当該申請の年月日/ 法第三十四条の三十四の二の登録の申請をしている場合に
- 監査法人に関する次に掲げる事項 上場会社等の財務書類について共同して監査証明業務を行う
- イ 事務所の所在地
- 登録有限責任監査法人である場合には、その登録番号
- 前号ロ及びハに掲げる事項
- で定める事項は、次に掲げる事項とする。 法第三十四条の三十四の四第一項第一号ホに規定する内閣府令
- 公認会計士の登録番号
- 一事務所の名称
- で定める事項は、次に掲げる事項とする。 法第三十四条の三十四の四第一項第二号ホに規定する内閣府令
- 社員の総数
- | 公認会計士である社員の数
- 三 登録有限責任監査法人である場合には、その登録番号

(登録申請書の添付書類)

- 項を除く。)を記載した書類とする。 「関重任監査法人にあっては、同条第五号ロからホまでに掲げる事であるものは、同条第一項の申請書の提出の日現在における第三にあるものは、同条第一項の申請書の提出の日現在における第三に対策三十四条の三十四の四第二項第三号に規定する内閣府令で
- 定める書類は、次に掲げる書類とする。
 | 法第三十四条の三十四の四第二項第四号に規定する内閣府令で
- として使用する他の公認会計士の経歴書う他の公認会計士及び当該監査証明業務を行うときに補助者工場会社等の財務書類について共同して監査証明業務を行
- 社員である公認会計士及び特定社員の氏名及び登録番号を申請者が監査法人である場合にあっては、次に掲げる書類
- 1 社員である公認会計士の経歴書

記載した書類

を審査するために協会が必要と認める書類 法第三十四条の三十四の六第一項第五号に該当するかどうか

第八十六条 法第三十四条の三十四の六第一項第三号トに規定する(監査法人の社員のうち公認会計士である社員の占める割合)

内閣府令で定める割合は、百分の七十五とする。

(監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制)

閣府令で定めるものは、次に掲げる体制とする。第八十七条 法第三十四条の三十四の六第一項第五号に規定する内

。) 遂行するに足りる人的体制(次に掲げる事項を含むものに限る遂行するに足りる人的体制(次に掲げる事項を含むものに限る上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に

であることを含む。)。 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務の経験を有する者 録を受けた後三年以上の当該監査証明業務の経験を有する者 の過半数)が公認会計士の登 は監査法人にあっては、社員の過半数)が公認会計士の登 であることを含む。)。

げる要件の全てに該当すること。 申請者 (監査法人にあっては、社員の過半数) が、次に掲

る監査法人の社員(当該監査法人の代表者及び第九十三条いこと、又は当該調査に協力することを拒否したことがある者でな)

第四号に規定する社員に限る。)であった者でないこと。 協会の調査において協会の会則その他の規則の定めると

(2) ころにより監査証明業務の運営の状況に重大な不備がある から三年を経過しないものでないこと。 の二各号に掲げる者に限る。)であった者で当該認定の日 ない者でないこと、 として協会の認定を受け、当該認定の日から三年を経過し (当該認定の原因となった監査証明業務に係る令第十四条 又は当該認定を受けた監査法人の社員

に掲げる事項のいずれかを含むものに限る。 遂行するために必要な業務の品質の管理を行うための体制 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に 次

イ 業務の品質の管理に係る専任の部門の設置

人にあっては、 業務の品質の管理に主として従事する公認会計士 社員である者に限る。)の選任 (監査法

(変更登録の申請)

第八十八条 成した変更登録申請書を協会に提出しなければならない。 各号に掲げる場合の区分に応じ、 第一項の規定による変更の登録を申請しようとするときは、次の 登録上場会社等監査人は、 当該各号に定める様式により作 法第三十四条の三十四の八

公認会計士である場合 別紙様式第二十一号

監査法人である場合 別紙様式第二十二号

2 前項の変更登録申請書には 変更の事実を証する書類を添付し

なければならない。

(変更登録に関する協会の手続)

監査人名簿に登録しなければならない。ときは、審査の上、遅滞なく、当該申請に係る事項を上場会社等第八十九条 協会は、前条第一項の変更登録申請書の提出があった

(登録の抹消に関する届出)

録に係る監査証明業務を廃止したときは、その日から二週間以内第九十条 登録上場会社等監査人が法第三十四条の三十四の二の登

次に掲げる事項を記載した届出書を協会に提出しなければな

所の所在地及び電話番号当該監査証明業務を廃止した者の氏名又は名称、主たる事務

らない。

当該監査証明業務を廃止した年月日及びその理由

2

を証する書面を添付しなければならない。人である場合にあっては、当該監査証明業務を廃止することについて必要な手続があったこと議した社員をもって構成される合議体の議事録の写しその他の当議した社員をした者が監査法

(金融庁長官への通知)

第九十一条 協会は、法第三十四条の三十四の五第一項の規定による登録、法第三十四条の三十四の九第一項の規定による登録の取消し又は法第三十四条の三十四の九第一項の規定による登録の取消しさは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならないさは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならないさは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならないされば、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

(共同監査等を行うことができないやむを得ない事情)

めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 第九十二条 法第三十四条の三十四の十三に規定する内閣府令で定

- 録を抹消されたこと。他の公認会計士又は補助者として使用する他の公認会計士が登地の公認会計士の財務書類について監査証明業務を行う
- 録を取り消されたこと。他の公認会計士又は監査法人が法第三十四条の三十四の二の登地の公認会計士又は監査法人が法第三十四条の三十四の二の登共同して上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う
- なくなったこと。
 故、病気その他これに準ずる事由により業務を行うことができ
 他の公認会計士又は補助者として使用する他の公認会計士が事
- 四 共同して上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う

て使用して行うことができなくなったこと。

くは監査法人と共同し、又は当該他の公認会計士を補助者としの公認会計士が移転したことにより、当該他の公認会計士若し他の公認会計士若しくは監査法人又は補助者として使用する他

監査法人が解散したこと。
 共同して上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う

社等監査人の責めに帰すべき事由がないものが、当該登録上場会力が、前各号に準ずるやむを得ない事情であって、当該登録上場会

(業務の品質の管理の状況等の評価及び公表)

第九十三条 項を公表する体制を整備しなければならない。 関する措置。 管理の状況等」 法人にあっては、 て「基準日」という。 をいう。 四の規定により、 又は会計年度中の一定の日(第一号及び第三号におい 登録上場会社等監査人は、法第三十四条の三十四の十 以下この条及び第九十五条において という。 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に 年度 (毎年四月一日から翌年三月三十 における業務の品質の管理の状況 を適切に評価し、 かつ、 「業務の品質の 次に掲げる事 日まで (監査

基準日

業務の品質の管理の目的

_

三 基準日における業務の品質の管理の状況等

(監査法人にあっては、業務の品質の管理の方針の策定及びそ四 業務の品質の管理の状況等に関する評価の結果及びその理由

価の結果及びその理由) の実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評

する措置の内容 の管理の状況等を改善するために実施した、又は実施しようと いるという合理的な保証を当該登録上場会社等監査人に提供し がるという合理的な保証を当該登録上場会社等監査人に提供し

及び経験を有する公認会計士を当該監査証明業務に関与させる体別の規定により、被監査会社等である上場会社等の属性に応じて四の規定により、被監査会社等である上場会社等の属性に応じて四の規定により、被監査会社等監査人は、法第三十四条の三十四の十年の制度の対理を表表している。

(経営管理の状況等の公表)

制を整備しなければならない。

めに有用な事項を公表する体制を整備しなければならない。 四の規定により、経営管理の状況、監査証明業務における情報通 四の規定により、経営管理の状況、監査証明業務における情報通 会社等監査人の概況及び業務の品質の管理の状況等を理解するた 会社等監査人の概況及び業務の品質の管理の状況をの他の当該登録上場会 は、法第三十四条の三十四の十

[二. ~五. 略] (記載上の注意)	[7. •8. 略]	[略]	提携する 公認会計士 提携年月日 提携の内容 当会計年度中の主な の氏名 実績	6. 公認会計士との提携状況	[1. ~5. 略]	一. 業 務 の 概 況	<u>所 在 地</u> 代 表 者	年 月 月焼口 監査法人名	1	第 期 年 月 日から 業務報告書	(日本産業規格A4)	別紙様式第2号(第38条第2項関係)	適用状況を公表するための体制を整備しなければならない。 「四の規定により、組織的な運営に関する原則として金融庁長官が四の規定により、組織的な運営に関する原則として金融庁長官が「組織的な運営」
[二. ~五. 同左] (記載上の注意)	[7. ・8. 同左]	[同左]	提携する <u>他の公認会</u> 提携年月日提携の内容当会計年度中の主な計士の氏名実績	6. 他の公認会計士との提携状況	[1. ~5. 同左]	一. [同左]	所 在 地 代 表 者	年 月 月 日	1	第 期 年 月 日から 業務報告書	(日本産業規格A4)	別紙様式第2号(第38条第2項関係)	

・業務の概況

[1. • 2. 略]

3. 審査の状況

[a· · b· 略]

c. この様式において、「コンカリング・レビュー・パートナー方式」とは、審査について会議体方式をとらず、審査対象となる監査証明に係る業務執行社員(被監査会社等の財務諸表等の監査証明に係る業務を執行し、当該監査証明に係る証明書に署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第2条第1項の電子署名を含む。)をした社員をいう。以下同じ。)以外の特定の社員により審査を行う方式をいう。

なお、「審査方式の種別」欄においては、該当する審査方式を ○で囲むものとし、「③その他」に該当する場合には、その概要 を () 内に簡潔に記載すること。

[4.・5.略]

6. <u>公認会計士</u>との提携状況

a. <u>公認会計士</u> (大会社等の財務書類について監査証明業務を行った <u>もの及び登録上場会社等監査人であるもの</u>を除く。) と業務上の提携を行っている場合には、その提携先、提携(契約)年月日、提携の内容について具体的に記載すること。

). [略]

[7.・8. 器]

[二.・三. 點]

四. 被監査会社等の内訳

a · [略]

b. 「大会社等」と「その他の会社等」に区分して記載すること。なお、令第8条の規定により負債の金額の合計額が 1,000 億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監査会社等及び令第9条第1号ロの規定により負債の金額の合計額が 200億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監

. [同左]

[1. ・2. 同左]

3. [同左]

[a.·b.同左]

c. この様式において、「コンカリング・レビュー・パートナー方式」とは、審査について会議体方式をとらず、審査対象となる監査証明に係る業務執行社員(被監査会社等の財務諸表等の監査証明に係る業務を執行し、<u>自署押印した</u>社員をいう。以下同じ。)以外の特定の社員により審査を行う方式をいう。

なお、「審査方式の種別」欄においては、該当する審査方式を ○で囲むものとし、「③その他」に該当する場合には、その概要を () 内に簡潔に記載すること。

[4. • 5. 同左]

6. <u>他の公認会計士</u>との提携状況

a. <u>他の公認会計士</u> (大会社等の財務書類について監査証明業務を行った<u>もの</u>を除く。) と業務上の提携を行っている場合には、その提携先、提携(契約) 年月日、提携の内容について具体的に記載すること。

b. [同左]

[7. ·8. 同左]

[二.・三.同左]

a. [同左]

四. [同左]

b. 「大会社等」と「その他の会社等」に区分して記載すること。 なお、令第8条の規定により負債の金額の合計額が 1,000 億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監査会社等及び令<u>第9条第1項第1号</u>の規定により負債の金額の合計額が 200 億円以上となることにより大会社等に該当することとなった

査会社等については、備考欄に当該負債の金額の合計額を記載すること。

基準売上高(令<u>第9条第1号イ</u>の規定により最終事業年度に係る損益計算書による売上高(これに準ずるものとして第7条に規定するものを含む。以下同じ。)の額若しくは直近3年間に終了した各事業年度に係る損益計算書による売上高の額の合計額を3で除して得た額のうちいずれか大きい方の額をいう。)が10億円未満であることにより大会社等に該当しないこととなった被監査会社等については、「その他の会社等」の備考欄に当該基準売上高を記載すること。

[c·~i·器]

出.

ると

別紙様式第 19 号(第 83 条第 1 号関係)

(日本産業規格 A 4)

(第1面)

年 月 日 日本公認会計士協会 殿 申請者 (郵便番号 –) 主たる事務所の所在地 電話番号() – 氏名

公認会計士法第 34 条の 34 の 4 第 1 項の規定により同法第 34 条の 34 の 2 の登録を申請します。

溪

鐭

-111

丰

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

被監査会社等については、備考欄に当該負債の金額の合計額を記載すること。

基準売上高(令<u>第9条第1項第1号</u>の規定により最終事業年度に係る損益計算書による売上高(これに準ずるものとして第7条に規定するものを含む。以下同じ。)の額若しくは直近3年間に終了した各事業年度に係る損益計算書による売上高の額の合計額を3で除して得た額のうちいずれか大きい方の額をいう。)が10億円未満であることにより大会社等に該当しないこととなった被監査会社等については、「その他の会社等」の備考欄に当該基準売上高を記載すること。

[c.~i.同左]

五. [同左]

[様式を加える。]

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。第2面記載上の注意1. において同じ。)及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第2面)

		加	譲	登録番号	沒				
番号)登録	計士の	公認会	公認会計士又は外国公認会計士の登録番号	ポ 十 十	公認公		(ふりがな) 氏名	
				Ĥ	公認会計士	他の公	\$ 6	補助者として使用	補
号	第	番号	登録番	号	第	番号	登録番		
坦	徭	番号	登録番	号	第	番号	登録番		
ᆁ	徭	維	登録番	号	徭	番	登録番		
坦	徭	番	登録番	中	徭	番号	登録番		
扫	徭	番号	登録番号	和	徭	番号	登録番号		
,	登録番号	登飯		R番号	公認会計士の登録番号	会計士	公認	氏名	
登録上場会社等監査人の	社等島	:場会	登録上	外国	公認会計士又は外国	公計	公豐	(ふりがな)	
+	当公司	国公園、	ヒ又は外	認分計-	他の公	を行う	明業務 る	共同して監査証明業務を行う他の公認会計士又は外国公認会計士	#
Þ		,第	登録番号	1271	†±0	淡 () !!! !!!	学 世 公	公認会計士又は外国公認会計士の登録番号	遊び
					-	1 ~ Let		11 to V LET	
					掛	在	所	: たる事物別	7
					柊		名	t 1	Ŷ
					去	在	所	ここの事物別	H
					柊		名	7	+
日生	月	平					5月日	生年	
							*	果	
					_	<i>t</i> ₂)	ガジ	(\$ 9	

		1						
登録上場会社等監査人の登録番号	登録有限責任監査法人の登録番号	事務所の所在地	名称	共同して監査証明業務を行う監査法人				
査人の登録番号	法人の登録番号	所在地		業務を行う監査法	登	登	登	登
経	登			\wedge	登録番号	登録番号	登録番号	登録番号
登録番号	登録番号				第	第	第	第
第	第				号	号	号	号
号	号							

(記載上の注意)

- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 2. 「登録上場会社等監査人の登録番号」は、共同して監査証明業務を行う他の公認会計士若しくは外国公認会計士又は監査法人が公認会計士法第34条の34の2の登録の申請をしている場合には、登録番号に代えて、その旨及び当該申請の年月日を記載すること。
- . 「登録有限責任監査法人の登録番号」は、共同して監査証明業務を行う監査法人が公認会計士法第34条の27第1項第2号ロに規定する登録有限責任監査法人である場合に限り、記載すること。

別紙様式第 20 号(第 83 条第 2 号関係)

(第1

(日本産業規格 A 4)

(第1面)

月日

併

日本公認会計士協会

郷

申請者

[様式を加える。]

の2の登録を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。
(記載上の注意)
氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。第 3 面記載上の注意において同じ。)及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載すること

(第2面)

ができる。

対称20249 人		大野大田上(80年月)数
別称とのとおり	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	社員の総数
明年のの計画		資本金の額
別添1のとおり	.所	社員の氏名及び住所
		事務所の所在地
		名称

(記載上の注意)

- 1.「資本金の額」は、申請者が公認会計士法第1条の3第4項に規定する有限責任監査法人である場合に限り、記載すること。
- . 「登録有限責任監査法人の登録番号」は、申請者が公認会計士法第34条の27第1項第2号ロに規定する登録有限責任監査法人である場合

(第3面) (別添1:社員の氏名及び住所) (第3面) (別添1:社員の氏名及び住所) (記談会計土である社員 (上所) (記談上の注意)

せて記載することができる。 氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併

(第4面)

(別添2:資本金の額)

資本金の額 併 年月日 耳 Ш 現在

別紙様式第 21 号(第 88 条第 1 項第 1 号関係)

(日本産業規格 A 4)

(第1面)

併

耳

Ш

申請者 登録番号 徭 亨 日本公認会計士協会

骤

(郵便番号

主たる事務所の所在地

電話番号(

开名

浬 溪 鎟 -# 淵 1

変

ましたので、公認会計士法第34条の34の8第1項の規定により変更の 登録上場会社等監査人の登録事項について、下記のとおり変更があり

なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。 登録を申請します。

(記載上の注意)

1. 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年 政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。第2面記載上の注 意及び第3面記載上の注意1. において同じ。)及び名を氏名を記載す

[様式を加える。]

る欄に括弧書で併せて記載することができる。

2. 変更の事実を証する書類を添付すること。ただし、変更の事由が行政 区画又は土地の名称の変更によるときは、この限りでない。

(第2面)

		登録事項
		変更前
		変更後
		変更の生じ た年月日
		事由

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第3面)

本 年月 株 年月 株 日地 株 日地 株 登録番号 第号 ※記会計士の公認会計士又は外国公認会計士を認会計士を認会計士を表表を行う他の公認会計士を表表を行う他の公認会計士を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	氏名	(ふりがな)	共同して監査証	登録番号	公認会計士又は	定にの事物別	出発車24次	土にも単独力	十なる事なよ	生年	开	Q &	別紙
な) 年月日 お在地 年月日 在地 登録番号 第号 を行う他の公認会計士又は外国公認会計士 を行う他の公認会計士又は外国公認会計士 を行う他の登録番号 登録番号	公認	公豐	明業務		外国公	所	名	所	46	生年月日	28	が	
年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	会計士	经計寸	を行う			在		在				な)	
年 月 日 登録番号 第 号 認会計士又は外国公認会計士 外国 登録上場会社等監査人 番号 登録番号	の登録	ニスはタ	他の公		+0	书	柊	书	称				
年 月 日 登録番号 第 号 ・土又は外国公認会計士 登録上場会社等監査人 登録番号	番号	→	認会計										
年 月 日 号 第 号 外国公認会計士 光場会社等監査人 登録番号		銀短	北又土	P X H	英部米								
月 月 月 日	海	上場全	外国公							年			
一	緑番号	社等	、認会請		41					月			
	•	監査人	++	ú	ďΠ					П			

登録上場会社等	登録有限責任監査法人の登録番号	事務戸		共同して監査証						(ふりがな) 氏名	補助者として使					
社等監査人の登録番号	き査法人の登録	事務所の所在地	名称	監査証明業務を行						公認	使用する他の:	登録番号	登録番号	登録番号	登録番号	登録番号
緑番号	録番号			う監査法人	登金	登録番	登鱼	登金	登金	会計士又	他の公認会計士	第	継	継	第	徭
				\vee	登録番号	录番号	登録番号	登録番号	登録番号	は外国	+	ᅯ	冲	冲	中	권
登録番号	登録番号				徭	徭	徭	徭	徭	公認会計士又は外国公認会計士の登録番号		登録番	登録番	登録番	登録番	登録番号
徭	徭				中	号	中	車	車	上の圣		垣	吊	4	中	
号	号											第	第	第	第	第
												ᆁ	ᄺ	ᄺ	坦	권

(記載上の注意)

- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
- . 「登録上場会社等監査人の登録番号」は、共同して監査証明業務を行う他の公認会計士若しくは外国公認会計士又は監査法人が公認会計士法第34条の34の2の登録の申請をしている場合には、登録番号に代えて、その旨及び当該申請の年月日を記載すること。

有限責任監査法人である場合に限り、記載すること。 監査法人が公認会計士法第34条の27第1項第2号ロに規定する登録 「登録有限責任監査法人の登録番号」は、共同して監査証明業務を行

別紙様式第 22 号 (第88条第1項第2号関係)

(日本産業規格 A 4)

第1面)

Ш

併 Щ

日本公認会計士協会

礟

申請者 登録番号 (郵便番号 艦 卓

電話番号(

主たる事務所の所在地

名称 代表者の氏名

溪 録 --뺿 1

変 浬

登録上場会社等監査人の登録事項について、下記のとおり変更があり

登録を申請します。 ましたので、公認会計士法第34条の34の8第1項の規定により変更の

なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(記載上の注意)

- 1. 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年 政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。第2面記載上の注 意及び第4面記載上の注意において同じ。)及び名を氏名を記載する欄 に括弧書で併せて記載することができる。
- 2. 変更の事実を証する書類を添付すること。ただし、変更の事由が行政

[様式を加える。]

区画又は土地の名称の変更によるときは、この限りでない。

(第2面)

빤

		登録事項
		変更前
		変更後
		変更の生じ た年月日
		事出

(記載上の注意)

別紙

名称

せて記載することができる。 氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併

(第3面)

登録有限責任監査法人の登録番号 公認会計士である社員の数 社員の氏名及び住所 事務所の所在地 社員の総数 資本金の額 登録番号 別添2のとおり 別添1のとおり 徭 声

(記載上の注意)

- 1. 「資本金の額」は、申請者が公認会計士法第1条の3第4項に規定す る有限責任監査法人である場合に限り、記載すること。
- 2. 「登録有限責任監査法人の登録番号」は、申請者が公認会計士法第 34条の27第1項第2号ロに規定する登録有限責任監査法人である場合 に限り、記載すること。

(第4面)

(別添1:社員の氏名及び住所)

				氏名							氏名	公	(2) 等于, 于代"发行父"
				住所	特定社員						住所	公認会計士である社員	147717

せて記載することができる。

氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併

(記載上の注意)

備考書			(別添	
表中の []の記載及び対象規定の二		資本金の額	2 : 資本金の額)	
重傍線	年 月 日 現在	年月日		(第5面)
を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。				

(業務補助等に関する規則の一部改正)

第二条 業務補助等に関する規則 (昭和二十五年公認会計士管理委員会規則第七号)の一部を次のように改

正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

第四条 公認会計士の登録を受けようとする者は、第一号様式によ	第四条 公認会計士の登録を受けようとする者は、第一号様式によ
(業務補助等報告書)	(業務補助等報告書)
[2・3 同上]	[2・3 略]
期間は、通算して二年以上とする。	期間は、通算して三年以上とする。
第三条 業務補助又は実務従事(以下「業務補助等」という。)の	第三条 業務補助又は実務従事(以下「業務補助等」という。)の
(期間及びその計算方法)	(期間及びその計算方法)
-	-
2 「司上」	
らない。	なければならない。
上)の財務書類の監査又は証明業務を対象として行わなければな	の法人)の財務書類の監査又は証明に係る業務を対象として行わ
た額が一億円を超える株式会社に限る。)である場合には一社以	億円を超える株式会社に限る。)である場合にあつては、一以上
百三十五条第一項の貸借対照表をいう。)に資本金として計上し	条第一項の貸借対照表をいう。)に資本金として計上した額が一
会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、同法第四	立後最初の定時株主総会までの間においては、同法第四百三十五
の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式	より定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成
照表(同法第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、同条	法第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、同条の規定に
一号に規定する会計監査人設置会社(最終事業年度に係る貸借対	定する会計監査人設置会社(最終事業年度に係る貸借対照表(同
ている場合又は会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第十	者又は会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第十一号に規
定により公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることとなつ	項若しくは第二項の規定により監査証明を受けなければならない
品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十三条の二の規	品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十三条の二第一
第二条 業務補助は、一年につき二以上の法人 (当該法人が金融商	第二条 業務補助は、一年につき二以上の法人(その法人が金融商
改正前	改正後

お 長 が る業務補助等報告書を、 写しを当該財務局長に提出しなければならない。 いて同じ。 福 岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財 一該住所 が を経由して、 国外にある場合にあ その住所を管轄する財務局長 金融庁長官に提出するとともに、そ つては関東財務局長。 (当該住 次条に 務支局 所

2 ない。 関の長若しくはその他の法人の代表者ごとに、 るものとする。 は、 様式による業務補助等証明書及びその写しを添付しなければなら とする者が業務補助等を行つた公認会計士、 前 当該業務補助等を行つたことを証するに足りる書類を添付す 項の報告書及びその写しには、 ただし、 当該 証明書の交付を受けることができない場合に 公認会計 監査法人又は行政機 士の登録を受けよう その発する第二号 2

3 [略

(報告書受理番号の通知)

を同条第一項に規定する財務局長を経由して通知するものとするたときは、当該報告書を提出した者に対し、その報告書受理番号第五条 金融庁長官は、前条に規定する報告書及び証明書を受理し

備考

表

中

O

 $\overline{}$

ш

 \mathcal{O}

記

載

は注記であ

る

とともに、その写しを当該財務局長に提出しなければならない。局長。次条において同じ。)を経由して、金融庁長官に提出するが福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支る業務補助等報告書を、その住所を管轄する財務局長(当該住所

二号様式による業務補助等証明書及びその写しを添付しなけれ するものとする。 政機関の長若しくはその他の法人の代表者ごとに、 とする者が業務補助等を行つた公認会計士、 合には、当該業務補助等を行つたことを証するに足る書類を添付 ならない。 前 項 の報告書及びその写しには、 ただし、 当該 証明書の交付を受けることができな 公認会計士の 監査法人又は当該行 登録を受けよう その発する第 場

3 [同上]

(報告書受理番号の通知

定する財務局長を経由して、当該報告書提出者に通知する。たときは、当該報告書提出者の報告書受理番号を前条第一項に規第五条金融庁長官は、前条に規定する報告書及び証明書を受理し

(公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令の一部改正)

第三条 公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令 (昭和三十年大蔵省令第七

十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定 (題名を含む。以下同じ。) の傍線を付した部分をこれに対応す

る改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

本 籍	抄本交付申込書	第一号様式(用紙の大きさは、日本産業規格A4)	[2・3 略]	本等の交付申)の交付を請求しようとする者は、あらかじめ第一号様式による	二項の規定により調書の謄本又は抄本(以下「謄本等」という。	れる同法第二条の規定による改正前の公認会計士法第三十四条第)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとさ	公認会計士法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十七号)	第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)又は	第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び	二項(同法第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、	第一条 公認会計士法 (昭和二十三年法律第百三号) 第三十四条第 第	(交付請求手続)	する内閣府令	公認会計士等の懲戒事件等に関する調書の謄本等の交付に関	改正後
本 籍	抄本交付申込書	第一号様式(用紙の大きさは、日本産業規格A4)	[2・3 同上]						に提出しなければならない。	る謄本等の交付申込書(以下「申込書」という。)を金融庁長官	。)の交付を請求しようとする者は、あらかじめ第一号様式によ	二項の規定に基いて調書の謄本又は抄本(以下「謄本等」という	第一条 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第三十四条第	(交付請求手続)	る内閣府令	公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関す	改正前

事件	ない) 氏 名	てはなら (ふりがなを付けること) て	(消印し 現住所	収入印紙 本籍		第二号様式(用紙の大きさは、日本産業規格A4) 第二	[三~六 略] [三	及び事件の概要を記載すること。	社員、監査法人若しくは登録有限責任監査法人又は会計士補の氏名又は名称 士:	「事件」の項には、当該事件に関する公認会計士、外国公認会計士、特定 二	[略]	(注意事項) (注	金融庁長官 殿	氏 名	年 月 日	閣府令第一条第一項の規定により、調書の謄本の交付の申込をいたします。 府	私は、公認会計士等の懲戒事件等に関する調書の謄本等の交付に関する内	、必要の理由	、利害関係	、謄本、抄本の別	、事件	氏 名	(ふりがなを付けること)	
事件	ない) 氏 名	てはなら (ふりがなを付けること)	(消印し 現住所	収入印紙 本籍	沙本交付請求書	第二号様式(用紙の大きさは、日本産業規格A4)	[三~六 同上]		士補又は計理士の氏名及び事件の概要を記載すること。	「事件」の項には、当該事件に関する公認会計士、外国公認会計士、会計	[同上]	(注意事項)	金融庁長官 殿	氏名	年 月 日	府令第一条第一項の規定により、調書の 謄本の交付の申込をいたします。	私は、公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣	、必要の理由	、利害関係	、謄本、抄本の別	、事件	氏 名	(ふりがなを付けること)	

	備考 表中の []の記載は注記である。
[同上]	[略]
(注意事項)	(注意事項)
金融庁長官 殿	金融庁長官 殿
氏 名	氏 名
年月日	年月日
交付の請求をいたします。	の交付の請求をいたします。
閣府令第一条第一項の規定により交付申込をした右事件に関する調書の 謄本の	内閣府令第一条第一項の規定により交付申込をした右事件に関する調書の謄本
私は、先に公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内	私は、先に公認会計士等の懲戒事件等に関する調書の謄本等の交付に関する

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正)

第四条 財務諸表等の監 査証明に関する内閣 府令 (昭和三十二年大蔵省令第十二号) *の* 部を次のように改

正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に 掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付

した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、 当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう

に改める。

改正後

第二 う。 ľ, 規 連 る連結財務諸表をいう。 する場合における関係とする。 下同じ。 計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。 |結財務諸表規則第一条第一項に規定する中間連結財務諸表をい 則第一条第一 務諸表等 公 「認会計士 以下同じ。 法第百 をいう。 に係る内閣府令で定めるものは、 (連結財務諸表 九十三条の二第四項に規定する公認会計士 又は監査法 項に規定する四半期連結財務諸表をいう。 次項において同じ。 又は四半期連結財務諸 以下同じ。)、 人と被監査会社との特別 (開示府令第一条第二十一号に規定す ただし、第六号については、)の法第百九十三条の二第一 中間連結財務諸表 表 (四半期連結財 次のいずれかに該当 0) 利害関 (公認会 以下同 務諸表 係 (中間 連 以 結

項

 \mathcal{O}

監査証明

(以下「監査証明」という。

に関する場合に限る

五. 七年政令第三百四十三号) くは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令 者」という。) 号まで、 監査証明を受けようとする会社(以下「被監査会社」という 公認会計 について行う監査に補助者として従事する者 第八号若しくは第九号に規定する関係を有する場合 士の二親等以内の親族が が、 公認会計士法第二十四条第一項第一号若し 第七条第一項第一号、 公認会計士法第二十四条 第四号から第 (以 下 (昭和二十 有補

改正前

第二条 う。 証明 ľ, 規則第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表をいう。 連結財務諸表規則第一条第一項に規定する中間連結財務諸 財務諸表等 する場合における関係とする。ただし、第六号については、 下同じ。 計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。 る連結財務諸表をいう。 公認会計士又は監査法人と被監査会社との 以下同じ。 (以下「監査証明」という。 をいう。 法第百九十三条の二第四項に規定する公認会計士)に係る内閣府令で定めるものは、 (連結財務諸表 以下同じ。) 及び四半期連結財務諸表 以下同じ。)、中間連結財務諸 (開示府令第一条第二十一号に規定す の法第百九十三条の二第一項)に関する場合に限る。 (四半期連結財務諸表 次のいずれかに該当 特 莂 0 利 害 表 関 (公認会 以下同 表を 0 係 (中間 監 連 以 結

一~三 同上]

五. 几 七年政令第三百四十三号)第七条第 六号まで、 くは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令 者」という。)が、公認会計士法第二十四条第一項第一号若し 監査証明を受けようとする会社 公認会計士の二親等以内の親族が、 について行う監査に補助者として従事する者 第八号若しくは第九号に掲げる関係を有する場合 (以下「被監査会社」という 一項第 公認会計士法第二十四条 号、 第四号から (以 下 (昭和二十 「補助

定する関係を有する場合第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に規

六 連結財 表規則 との 令第 若しくは第三項又は公認会計士 連会社をいう。 第六号又は四 連結財務諸 用される非 四半期連結財 いう。 表規則第 連結子会社 しくは第四号 に規定する連結子会社をい 一条第九号に規定する非連結子会社をいう。 おお つてはこれらに相当する会社をいう。 公認会計 に規定する関係を有する場合 間に 第 条第一 務 次項において同じ。 同じ。 公 諸 一条第八 一条第三 認 表規則第二 連 表 士 (連結財務諸表規則第二条第四号) 一十号の四に規定する外国会社をいう。 会計 務諸 若 から第七号まで 半期連結財務諸表規 規則第一 結子会社 しくはその 分号、 一号又は四半 士法 表規則第一 を である場合にあつてはこれに相当する会社 一条第五号又は四半期連結財務諸表規 第 条第七号 中間連結財務諸表規則第二 い (連結財 +)又は持分法適用会社 配 被監査会社が外国会社である場 V 一条第十一号に規定する持分法 <u>元</u> 期 偶 (補助 務諸 条第 法施行令第七条第 者又は補助者が、 被監査会社が外国会社 連 結財 則第二条第十号に規定する関 中 者に 表規 間連結財務諸 務諸 項 同項において同じ。 則第 あ 第 表規則 号若しくは第 二条第六号 中間連結財 又は関連会社 被監査 条第七号又は 表規則第 第 (連結財 項 以 同 一号を除く 第 下この号 条第七号 (開 会社の 一号若 一合に 則第 が適 示府 務 務 二条 中 号 間 諸 を 諸

げる関係を有する場合第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲

六 務諸 には、 会社 中 及び四半期連結財務諸表規則第二条第十一号に規定する持分法 三号及び四半期連結財務諸表規則第二条第七号に規定する連結 뭉 社 号に規定する関連会社をいう。 諸表規則第二条第六号及び四半期連結財務諸表規則第二条第十 及び関連会社 則 が 法適用会社 する連結子会社に相当する会社をいう。 十号の四に規定する外国会社をいう。以下同じ。 子会社をいい、 結財務諸表規則第二条第四号、 第二条第三号及び四半期連結財務諸表規則第二条第七号に規定 に規定する内国会社をいう。 が、 (第二条第九号に規定する非連結子会社をいう。 間 適用される非連結子会社 公認会計士、 表規則第二条第八号、 中 連結財務諸表規則第二条第五号及び四半期連 (被監査会社が、 間 外国会社である場合には、 連結財務諸表規則第二条第四号、 連 結財 (被監査会社が、 (連結財 被監査会社が、 その配偶者又は補助者が、 務諸表規則第二条第七号及び 務諸 内国会社 中間連結財務諸表規則第二条第七号 表規則第二条第七号、 (連結財務諸表規則第二条第六号) 内国会社である場合には、 以下同じ。 外国会社 以下同じ。 中間連結財務諸表規則第二条 (開示府令第一条第二十号の三 連結財務諸表規則)である場合には、 以下同じ。)又は持分 中 (開示府令第一 被監査会社 間 をい 兀 連結財務諸表規則 半)である場合 V 以下同じ。 結財務諸 期 中 第二 間 連 直結財 結財 の連 被監査会 連結財 条第二 一条第八 務諸 表規 結 連

の監査証明に関する場合に限る。

ついては、連結財務諸表等で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。 法第百九十三条の二第四項に規定する監査法人に係る内閣府令 2

一「略」

により同法第二条第一項の業務を行つてはならない場合 一 公認会計士法第三十四条の十一の二第一項又は第二項の規定

三 [略]

関係を有する場合
号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に規定する二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一四 補助者が、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第

る関係を有する場合 「人の社員の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一五 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法

六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社と

六

監査法人が、

被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社と

第七号に掲げる関係を除く。)を有する場合に、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくの間会社及び関連会社に相当する会社をいう。以下同じ。)との間表規則第二条第十一号に規定する持分法が適用される非連結子

同上

[同上]

第一項の業務を行つてはならない場合 二 公認会計士法第三十四条の十一の二の規定により同法第二条

三[同上]

係を有する場合 - 保を有する場合 - 保を有する場合 - 保を有する場合 - 保証のの - 保証の - 保証の

50

有する場合計士法施行令第十五条第一号から第三号までに規定する関係を引士法施行令第十五条第一号から第三号までに規定する関係をの間に公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会

七 者にあっては、 行令第七条第一 子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第二十四 人の社員若しくはその配偶者又は補助者が、 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法 第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法 同号を除く。 項第一号若しくは第四号から第七号まで に規定する関係を有する場合 被監査会社の (補 条第 連結 助 施

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につれ 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につ

有する場合会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに掲げる関係をの間に、公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認の間に、公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認

七

本の社員、その配偶者又は補助者が、被監査会社については同項第七号に掲げる関係を除く。) 第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七号までに掲げる関係(補助者については同項第七号に掲げる関係を開きせる場合との配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社を監査法

九監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、九監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、九監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、九

備考 表 中 0 \mathcal{O} 記 載及び 対 象規 定 の 二 重 傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である

(公認会計士等登録規則の一部改正)

第五条 公認会計士等 登録 規 則 昭 和四十二年大蔵省令第八号) の 一 部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 によ Sy, 改 Ī 前 欄 に 撂 げ うる規定の \mathcal{O} 傍線を付 L 又は 破線 で囲 んだ部分をこれ に順 次対応する改 正 後

欄に 掲 げる規 定 \mathcal{O} 傍線 を付 L 又は 破 線 で囲 ん だ部分のように 改 め、 改 正 前 欄 及び 改 正 後 欄 に対応し して 掲 げ

るその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下この条に おいて「対象規定」という。) は、 その 標記 部

分

が 同 \mathcal{O} ものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、 その標記部 分が異なるもの は改一 Ī 前

欄に掲げる対象規定を改正後欄 に 掲げる対象規定として移動 ĺ 改 正 前 欄に掲げる対象規定で改 É 後 欄 12

これに対応するものを掲げて **,** \ な 1 も の は、 これを削 り、 改 正 一後欄 に掲げる対象規定で改正前欄にこれに

対応するものを掲げていないものは、これを加える。

務する事業所その他 の施設の名称及び所在地

に限る。 に掲げる場合を除く。 施設の名称及び所在地 公認会計士等が会社その他の者に勤務する場合 の商号又は名称並びにその勤務する事業所その他 当 「該会社その他の者 (主たるもの 及びニ

兀 [略]

[号を削る。

[号を削る。

[号を削る。

略

六 五 法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。第十二条 法第二十一条第二項(第一号又は第三号に係る部分に限り、

第一号において同じ。)の規定により公認会計士等の登録が抹

準用する場合を含む、 又は法第三十一 を含む。 法第二十九条(法第十六条の二第六項において準用する場合 第十二条第二号において同じ。 条の二第 同号において同じ。 項 (法第十六条の二第六項において)に規定する懲戒処分 の規定による命令

消されたときは、その事由及び年月日

兀 同上

Ŧī. 所の名称及びその所在地 の名称及び主たる事務所の所在地並びに主として執務する事務 公認会計士等が監査法人の社員であるときは、 当該監査法人

六 を経営する公認会計士等の氏名及び登録番号 その勤務する事務所の名称及びその所在地並びにその事務所 公認会計士等が他の公認会計士等の事務所に勤務するときは

七 名称並びにその勤務する事務所の名称及びその所在地 公認会計士等が監査法人に勤務するときは、当該監査法人の

八 同上

[号を加える。]

九 命令を受けたときは、その種類及び処分を受けた年月日 を含む。 法第二十九条(法第十六条の二第六項において準用する場合)に規定する懲戒処分及び法第三十一条の

を受けたときは、その種類及び年月日

(開業登録の申請手続

第四条 [略]

る書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る2 前項の開業登録申請書には、次に掲げる書類(官公署が証明す

一•二 略]

を添付しなければならない。

明書(公認会計士試験の受験の申込みの時から氏名に変更がある)戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証

[四~六 略]

つた場合に限る。)

七 次に掲げる書類のいずれか

[イ~へ 略]

ハ 法第四条第四号に該当しない旨の官公署の証明書

第十六条の二第六項において準用する場合を含む。) のいずれ九 法第四条第二号から第十一号まで及び第十八条の二各号(法

にも該当しない旨の宣誓書

する場合を含む。) に該当するかどうかを審査するために協会十 法第十八条の二第三号 (法第十六条の二第六項において準用

が必要と認める書類

定める書類十一次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに

(開業登録の申請手続

第四条 [同上]

証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたもの2 前項の開業登録申請書には、次の各号に掲げる書類(官公署が

[一・二 同上]

に限る。)を添付しなければならない。

った場合に限る。) 明書(公認会計士試験の受験の申込みの時から氏名に変更があ三 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証

[四~六 同上]

七 次に掲げるいずれか一の書類

[イ~へ 同上]

九 法第四条第二号、第三号及び第五号から第十号まで並びに第八 法第四条第四号の規定に該当しない旨の官公署の証明書

十八条の二各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

協会が必要と認める書類

+

法第十八条の一

|第二号に該当するかどうかを審査するために

合にあつては、当該監査法人又は事務所に勤務していることを十一 監査法人又は他の公認会計士等の事務所に勤務している場

イ 第二 条第三号ハ、 ニ又はへ に掲げる場合 これらの 規定に

証する書類 定める事務所又は事業所その他の施設に勤務していることを

これに準ずる者であることを証する書類 第 一条第三号ホに掲げる場合 会社その他の者の役員又は

(登録の抹消に関する届出手続)

第七条

公認会計士等が法第十六条の二第五項第一

号

(法第二十

ては、 条第 会計士等の 居の親族は、 るに至つたときは、 うない。 項第三号に係る部分のうち法第四条第六号に係る部分を除 法第四条第六号に係る部分を除く。)のいずれかに該当す 若しくは第一 登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければな 遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認 本人又はその法定代理人、相続人若しくは同 一号又は第二十一条第一項各号 (第三号にあつ

2 略

6

3 る場合を含む。)に該当するに至つたときについて準用する。 は第四号(これらの規定を法第十六条の二第六項において準用す 前二項の規定は、 公認会計士等が法第二十一条第二項第二号又

(開業登録に関する協会の手続

第八条 略

2 協会は、 前項の審 査の結果、 当 該申請者の登録の申請が適法

証する書類

(登録の抹消に関する届出手続

第七条 七号による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書を協会に提 続人若しくは同居の親族は、 六号に該当するときを除く。 第十六条の二第五項第二号に該当するに至つたとき(法第四条第 公認会計士等が法第二十一条第一 遅滞なく、その旨を記載した様式第)は、本人又はその法定代理人、 項各号の ず れか又は法 相

2 同上

出しなければならない。

[項を加える。

(開業登録に関する協会の手続)

第八条 [同上]

で

2 協会は、 前項の 審査の結果、 当該申請者の 登 録 の申請が適法で

ならない。 、開業登録の年月日及び登録番号を当該申請者に通知しなければあることを確認したときは、遅滞なく、開業登録を行い、その旨

[3·4 略]

(変更登録に関する協会の手続)

録の年月日を当該申請者に通知しなければならない。きは、審査の上、遅滞なく、変更登録を行い、その旨及び変更登第九条 協会は、公認会計士等の変更登録申請書の提出があつたと

(登録の抹消の事由)

条第一項に規定する事業年度をいう。次項において同じ。)とすする研修に関する内閣府令(平成十六年内閣府令第十七号)第一令で定める期間は、三事業年度(公認会計士法第二十八条に規定令で進用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する内閣府第十条 法第二十一条第二項第三号(法第十六条の二第六項におい

2 法第二十一条第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、当該研修を受けていない期間(当該期間が四事業年度)のうちに公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令第二条公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令で定める場合は 法第二十一条第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は

旨、開業登録の年月日及び登録番号を当該申請者に通知しなけれあることを確認したときは、遅滞なく、開業登録を行ない、その

[3·4 同上]

ばならない。

(変更登録に関する協会の手続)

第

更登録の年月日を当該申請者に通知しなければならない。きは、審査のうえ、遅滞なく、変更登録を行ない、その旨及び変え、 協会は、公認会計士等の変更登録申請書の提出があつたと

[条を加える。]

(登録の抹消に関する協会の手続

第十 く の抹消に関する届出書の提出があつたときは、 者に通知しなければならない。 登録の抹消を行い、 条 協会は、 第七条第 その旨及び登録の抹消の年月日を当該届 項の規定による公認会計士等の登録 審査の上、 遅滞な

出

2 きは、 月日を当該公認会計士等であつた者に通知しなければならない。 協会は、 遅滞なく、 公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたと 登録の抹消を行い、 その旨及び登録の抹消の年

(登録の抹消等に関する事項の 登録)

第十一 場合には、 条 協会は、 遅滞なく、 公認会計士等が次の各号のいずれかに該当する 当該各号に定める事項を公認会計士名簿又

は外国公認会計 士名簿に登録しなければならない。

法第二十一 条第一 一項の規定により公認会計 士等の登録が抹消

されたとき 第 一条第六号に掲げる事項

項の規定による命令を受けたとき 九条に規定する懲戒処分又は法第三十 第二条第七号に掲げる事項 条の 二第

法第一

(金融庁長官への通知

第十三条 きは、 遅滞なく、 協会は、 その旨を金融庁長官に通知しなければならない 開業登録、 変更登録又は登録の抹消を行つたと

0

、登録の抹消に関する協会の手続

第十条 らない。 その旨及び登録の があつたときは、 協会は、 公認会計 抹消の年月日を当該届出者に通 審査のうえ、 士等の登録の抹消に関する届出書の提出 遅滞なく、 登録の抹消を行ない 知しなければ な

きは、 年月日をこれらの規定に該当する者に通知しなけ 協会は、 遅滞なく、 公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたと 登録の抹消を行ない、 その旨及び登録の抹消 ればならない。 \mathcal{O}

2

(懲戒処分の登録)

第十 国公認会計士名簿に登録しなければならない。 遅滞なく、第二条第九号に規定する事項を公認会計士名簿又は外 の懲戒処分及び法第三十一条の二第一項の命令を受けたときは、 · 条 協会は、 公認会計士等が法第二十九条第一号又は第二号

(金融庁長官への 通知)

第 十二条 ときは、 協会は、 遅滞なく、 開業登録、 その旨を金融庁長官に通知しなけ 変更登録又は登録の抹消を行なつた ればなら

V)

公認会計士登録名簿

	_
	勤務する事業所 名 称
	会社その他の者の商号又は 名称
[同左]	会社その他の者に勤務する場合
	の施設 所在地
	主として執務す 名 称
	会社その他の者の商号又は 名称
公認会計士となる資格	会社その他の者の役員又はこれに準ずる者である場合
[同左]	[略]
監査法人に勤務するとき	監査法人に勤務する場合
[同左]	[略]
他の公認会計士等の事務所	他の公認会計士等の事務所に勤務する場合
[同左]	[略]
監査法人の社員のとき	監査法人の社員である場合
[同左]	[時]
自ら <u>業務</u> を営む <u>とき</u>	自ら <u>その業務</u> を営む <u>場合</u>
[同左]	[略]

様式第一号

公認会計士登録名簿

年月日	[表略]		様式第三号 外国公認会計士登録名簿	の業務を営む場合	の業務を営む <u>場</u> ん	の業務を営む場合人の社員であるも	の業務を営む場合 人の社員であるも	<u>の業務</u> を営む <u>場</u> (人の社員 <u>であるま</u>
		[同左]	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(元 (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元	様式第	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		i	号 外国公認会計士登録名簿					

様式第四号(日本産業規格A4)	[表略]	[略]	の登録の抹消 年月日	外国公認会計士 事 由	 外国公認会計士となる資格	外国において取得した公認 会計士に相当する資格	その他の施設 所在地	勤務する事業所 名 称	会社その他の者の商号又は 名称	会社その他の者に勤務する場合	の施設 所在地	主として執務する称	会社その他の者の商号又は	会社その他の者の役員又は	[略]	監査法人に勤務する場合
4) 年 月 日					年 試験・選考 承認番号 第 号	,,d	(d	·	<i>y</i> +	場合	Car	· Yr		会社その他の者の役員又はこれに準ずる者である場合		
様式第四号(日本産業規格A4)	[同左]											[同左]	外国公認会計士となる資格	外国において取得した公認 会計士に相当する資格	[同左]	監査法人に勤務するとき
年													年 試験・選考 承認番号			
Я												1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第号			

日本公認会計士協会 殿

氏名

公 認 会 計 士 開業登録申請書 外国公認会計士

私は、外国公認会計士 の開業登録を受けたいから、公認会計士等登録規 別第四条の規定により、所定の添付書類を添えて、下記により開業登録の申

빤

[器]

請を致します。

[器]

自らその業務を営む場合

監査法人の社員である場合

[略]

他の公認会計士等の事務所に勤務する場合

[器]

監査法人に勤務する<u>場合</u>

[器]

| 会社その他の者の役員又はこれに準ずる者である場合

[同左] 公認会計士となる資格

全科目免除 年実務補習修了

合格証書番号

声

就 쮏 第

修了確認番号

舥

車

会社その他の者の商号又は 名称

日本公認会計士協会

礟

公 認 会 計 士 開業登録申請書 外国公認会計士 開業登録申請書

氏名

私は、外国公認会計士 の開業登録を受けたいから、公認会計士等登録規則第四条の規定により、所定の添付書類を添えて、下記により開業登録の申請を致します。

쀤

[同左] 自ら<u>業務</u>を営む<u>とき</u> [同左] 監査法人の社員<u>のとき</u> [同左] [同左] 監査法人に勤務する<u>とき</u>

(注意事巧			(注意事項)
			[略]
	報告書受理番号 第 号		
	年業務補助等終了		
	修了確認番号 第 号		
	年実務補習修了		
	全科目免除		
	合格証書番号 第 号		
	年 試験	なる資格	公認会計士とな
		所在地	その他の施設
		名 称	勤務する事業所
		商号又は	会社その他の者の商号又は名称
		勤務する場合	会社その他の者に勤務する場合
[同左]		所在地	の施設
		名 称	主として執務する重業所をの舶

年業務補助等終了 報告書受理番号

舥

声

(注意事項)

[同左]

2

2

[器]

収書を、印紙納付の場合は印紙(消印してはならない。)を貼り付

この登録に係る登録免許税を納付するため、現金納付の場合は領

- けて提出すること。 収書を、印紙納付の場合は印紙(消印してはならない。)をはり付 この登録に係る登録免許税を納付するため、現金納付の場合は領
- [3・4 同左]

様式第六号別紙(日本産業規格A4)

様式第六号別紙(日本産業規格A4)

[3・4 略]

けて提出すること。

[器]

[同左]

主として執務する事業所その他 の施設 会社その他の者の商号又は 名称 会社その他の者の商号又は 名称 会社その他の者に勤務する場合 会社その他の者の役員又はこれに準ずる者である場合 その何の施設 勤務する事業所 勤務する事務所 監査法人に勤務する場合 他の公認会計士等の事務所に勤務する場合 監査法人の社員である場合 自ら<u>その業務</u>を営む<u>場合</u> (注意事項) [器] 器 四四四 [器] 名 ₩ 严 严 严 ₩ 在 在 在 刦 對 對 袮 袮 称 (注意事項) 勤務する事務所 監査法人に勤務するとき 他の公認会計士等の事務所に勤務するとき 監査法人の社員のとき 自ら<u>業務</u>を営む<u>とき</u> [同左] [同左] [同左] [同左] 在 對 袮

スを除く全体に付した傍線は注記である。 	備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付し
[4·5 同左]	[4・5 略]
載した医師の診断書を添付すること。	、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。
の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記	する場合を含む。)_に該当するに至つたときは、病名、障害の程度
3 法第二十一条第一項第四号に該当するに至つたときは、病名、障害	3 法第二十一条第二項第二号(法第十六条の二第六項において準用
[1・2 同左]	[1・2 略]
(注意事項)	(注意事項)
[同左]	[表略]
様式第七号別紙(日本産業規格A4)	様式第七号別紙(日本産業規格A4)
[1~3 同左]	[1~3 略]

(会計士補 等の 業務は 補助等に関する規則等の一部を改正する内閣府令による改正前の公認会計士等登録 規

則の一部改正)

第六条 会計 士 補 等の業務補 助等に関する規 別等 Ò 部を改正する内閣 府令 伞 成十 七年内閣 府令第百 七 号

附 則第三条 \mathcal{O} 規定により なおその 効力を有するものとされる同令第二条の規定による改 Ĩ 前の 公認会計

士等登録規則の一部を次のように改正する。

次 の表により、 改正前欄 に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後

欄に掲 げる規定 の傍線を付 し又は破 説線で 囲 んだ部分のように改め、 改正 前欄 及び改 正 後欄 に対応して掲げ

るその 標記 部 分 (連 続 でする他 の規定と記号により一 括 して掲げる規 定に あっ て は、 その 標 記 部分に係 る記

載 に二重 傍 線 を付 L た規定 (以下この条に お 1 7 対 象規定」 という。 は、 その 標 記 部 分が 同 \mathcal{O} ŧ

 \mathcal{O} は当時 該 対象規定を改正 後欄 に掲げるもののように改め、 その標記部 分が異なるも 0 は改 正 前 欄 に · 掲 げ る

対象規定を改 公正後欄 に掲げる対象規定として移動し、 改正 後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応

するものを掲げていないものは、これを加える。

の名称及び所在地	当該他の公認会計士等の氏名及び登録番号並びにその勤務す 、その勤な	公認会計士等が他の公認会計士等の事務所に勤務するときは / 六 公認会計	略] [四•五 [務所及び従たる事務所の名称及び所在地 務所及び従	士等」という。)が自らその業務を営むときは、その主たる事 士等」とい	三 公認会計士、会計士補又は外国公認会計士(以下「公認会計 三 公認会計	略] [一·二 同	の登録事項は、次に掲げる事項とする。	公認会計士名簿、会計士補名簿及び外国公認会計士名簿へ 第二条 公認会	登録事項) (登録事項)		の二第一項又は第十七条の登録をハう。	昭和二十三年法律第百三号。以下「法」という。)第十六条	るものとされる同法第二条の規定による改正前の公認会計士法	法律第六十七号)附則第二条の規定によりなおその効力を有す 「法」とい	開業登録 公認会計士法の一部を改正する法律 (平成十五年 / 一 開業登録	各号に定めるところによる。	第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 第一条 [同上	(定義)	改 正 後
②公認会計士等の氏名及び登録番号	その勤務する事務所の名称及びその所在地並びにその事務所	公認会計士等が他の公認会計士等の事務所に勤務するときは	同上]	務所及び従たる事務所の名称及びその所在地	ゝう。)が自らその業務を営むときは、その主たる事	三 公認会計士、会計士補又は外国公認会計士(以下「公認会計	[上]	は、次の各号に掲げる事項とする。	公認会計士名簿、会計士補名簿及び外国公認会計士名簿へ						う。)第十六条の二第一項又は第十七条の登録をい	公認会計士法 (昭和二十三年法律第百三号。以下		亡		改正前

八 [略]

されたときは、その年月日 一号において同じ。)の規定により公認会計士等の登録が抹消 法第二十一条第二項(第一号に係る部分に限る。第十一条第

年月日 を含む。)に規定する懲戒処分を受けたときは、その種類及びを含む。)に規定する懲戒処分を受けたときは、その種類及び計 法第二十九条(法第十六条の二第四項において準用する場合

(開業登録の申請手続)

第四条

略

。)を添付しなければならない。 る書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る2 前項の開業登録申請書には、次に掲げる書類(官公署が証明す

[一•二 略]

三 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証

明書

[四·五 略]

六 会計士補の開業登録申請書にあつては、次に掲げる書類のい

ずれか

[イ・ロ 略]

七 法第四条第四号に該当しない旨の官公署の証明書

名称並びにその勤務する事務所の名称及びその所在地七 公認会計士等が監査法人に勤務するときは、当該監査法

八 [同上]

[号を加える。]

処分を受けた年月日を含む。) に規定する懲戒処分を受けたときは、その種類及びを含む。) に規定する懲戒処分を受けたときは、その種類及び法第二十九条(法第十六条の二第四項において準用する場合

九

(開業登録の申請手続)

第四条 [同上]

に限る。)を添付しなければならない。証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたもの2 前項の開業登録申請書には、次の各号に掲げる書類(官公署が

[一·二 同上]

三 戸籍の謄本又は抄本

六 会計士補の開業登録申請書にあつては、次に掲げる証書又は

書類の写し

回 · 五

同上

[イ・ロ 同上]

七 法第四条第一号(民法の一部を改正する法律(平成十一年法

れにも該当しない旨の宣誓書 人 法第四条第二号から第九号まで及び第十八条の二各号のいず

協会が必要と認める書類 出第十八条の二第三号に該当するかどうかを審査するために

十|| [略]

(登録の抹消に関する届出手続)

ません。 は、法第四条第六号に係る部分を除く。)のいずれかに該当するは、法第四条第六号に係る部分を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき、又は法第十六条の二第三項第二号に該当するに至いたとき、又は法第十六条の二第三項第二号に該当するに至いたとき、又は法第十六条の二第三項第二号に該当するに至いる。)のいずれかに該当するに至いる。)のいずれかに該当するに至いる。

記載した事項に関する証明書を、当該届出書を提出する者が本人人又は相続人である場合にあつては、本人の戸籍抄本又は戸籍に2前項の届出書には、当該届出書を提出する者が本人の法定代理

・・1 1963 十八条の二各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書 - 法第四条第二号、第三号及び第五号から第八号まで並びに

[号を加える。]

九[同上]

(登録のまつ消に関する届出手続)

の登録のまつ消に関する届出書を協会に提出しなければならない、との旨を記載した様式第七号による公認会計士等は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録のまつ消に関する届出書を協会に提出しなければならないの登録のまつ消に関する届出書を協会に提出しなければならないの登録のまつ消に関する届出書を協会に提出しなければならないの登録のまつ消に関する届出書を協会に提出しなければならないの登録のまつ消に関する届出書を協会に提出しなければならないの登録のまつ消に関する届出書を協会に提出しなければならないの登録のまつ消に関する届出書を協会に提出しなければならないの登録のまつがよります。

届出書に本人の戸籍抄本を
添付しなければならない。
2 前項の届出書を提出する者が本人以外の者であるときは、当該

で当該届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証す の同居の 族で それぞれ添付しなければならない。 ある場合にあ つて は 住民票の写しその 書類

るものを

3 は第三号に該当するに至つたときについて準用する。 前二項の規定は、 公認会計士等が法第二十一条第二項第二号又

(開業登録に関する協会の手続)

第八条 略

2 ならない。 あることを確認したときは、 開業登録の年月日及び登録番号を当該申請者に通知しなければ 協会は、 前項の審査の結果、 遅滞なく、 当該申請者の登録の申請が適法で 開業登録を行い、 その旨

3 略

(変更登録に関する協会の手続)

第九条 きは、 録 の年月日を当該申請者に通知しなければならない。 協会は、 審査の上、 公認会計士等の変更登録申請書の提出があつたと 遅滞なく、 変更登録を行い、 その旨及び変更登

(登録の 抹消に関する協会の手続

第十条 抹消に関する届出書の提出があつたときは、 登録の 協会は、 抹消を行い、 第七条第 その旨及び登録の抹消 項の規定による公認会計士等の登録の 審査の上、 の年月日を当該届出 遅滞なく

[項を加える。

(開業登録に関する協会の手続

第八条 同上

2 旨、 あることを確認したときは、 協会は、前項の審査の結果、 開業登録の年月日及び登録番号を当該申請者に通知しなけ 遅滞なく、 当該申請者の登録の申請が適法で 開業登録を行ない、 その

 $\begin{bmatrix} 3 \\ \cdot \\ 4 \end{bmatrix}$ ばならない。 同上

(変更登録に関する協会の手続)

第九条 きは、 更登録の年月日を当該申請者に通知しなければならない。 協会は、 審査のうえ、 公認会計士等の変更登録申請書の提出があつたと 遅滞なく、 変更登録を行ない その旨及び変

(登録のまつ消に関する協会の手続)

第十条 1 出があつたときは、 その旨及び登録のまつ消の年月日を当該届出者に通知しなけ 協会は、 公認会計士等の登録のまつ消に関する届出書の提 審査のうえ、 遅滞なく、 登録のまつ消を行な

者に通知しなければならない。

月日を当該公認会計士等であつた者に通知しなければならない。きは、遅滞なく、登録の抹消を行い、その旨及び登録の抹消の年2 協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたと

(登録の抹消等に関する事項の登録)

第十一条 協会は、公認会計士等が次の各号のいずれかに該当する

会計士補名簿又は外国公認会計士名簿に登録しなければならない場合には、遅滞なく、当該各号に定める事項を公認会計士名簿、

されたとき 第二条第九号に掲げる事項 法第二十一条第二項の規定により公認会計士等の登録が抹消

号に掲げる事項 法第二十九条に規定する懲戒処分を受けたとき 第二条第十

(金融庁長官への通知)

きは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない第十二条 協会は、開業登録、変更登録又は登録の抹消を行つたと

ればならない。

消の年月日をこれらの規定に該当する者に通知しなければならなきは、遅滞なく、登録のまつ消を行ない、その旨及び登録のまつとと協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたと

(懲戒処分の登録)

١ ،

登録しなければならない。
事項を公認会計士名簿、会計士補名簿又は外国公認会計士名簿にの懲戒処分を受けたときは、遅滞なく、第二条第九号に規定する第十一条 協会は、公認会計士等が法第二十九条第一号又は第二号

(金融庁長官への通知)

たときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければなら第十二条 協会は、開業登録、変更登録又は登録のまつ消を行なつ

ない。

71

Ш

卓

日生

公 認 会 計 士 相 の開業登録を受けたいから、公認会計士等登録規 私は、会 計 士 補 の開業登録を受けたいから、公認会計士等登録規 外国公認会計士 則第四条の規定により、所定の添付書類を添えて、下記により開業登録の申 請を致します。 認 会 計 土 補 の開業登録を受けたいから、公認会計士等登録規

뺍

Ħ 自らその業務を営むとき を見る 器 gr S なべ Z 併 Ш Ш \mathbb{H}

(注意事項)

[器]

収書を、印紙納付の場合は印紙(消印してはならない。)を貼り付 この登録に係る登録免許税を納付するため、現金納付の場合は領

[3・4 略]

けて提出すること。

様式第六号 (日本産業規格A4)

日本公認会計士協会 凞

登録番号 名 登録年月日 年黑

田

手手

公 認 会 計 士 会 計 士 補 外国公認会計士

変更登録申請書

公 認 会 計 士 相 の開業登録を受けたいから、公認会計士等登録規 私は、会 計 士 補 の開業登録を受けたいから、公認会計士等登録規 外国公認会計士 則第四条の規定により、所定の添付書類を添えて、下記により開業登録の申

빤

請を致します。

(注意事項)

[同左]

1 [同左]

収書を、印紙納付の場合は印紙(消印してはならない。)をはり付 この登録に係る登録免許税を納付するため、現金納付の場合は領

[3・4 同左]

けて提出すること。

様式第六号(<u>日本工業規格</u>A4)

日本公認会計士協会

礟

併

П

Ш

登錄番号 登録年月日 年第 併 Ш 田 当省日 Ш

公 認 会 計 士 会 計 士 補 外国公認会計士 変更登録申請書

様式第七号(日本産業規格A4) 樣式第六号別紙 りましたから、同規則第六条の規定により、変更登録の申請を致します。 (注意事項) 自らその業務を営むとき H なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。 日本公認会計士協会 公認会計士等登録規則第二条の登録事項について、下記のとおり変更があ 「器」 [器] Ş, $[1 \sim 3$ S 器」 (日本産業規格A4) なべ £ 骤 鱼 뺍 続 $\widehat{\mathbb{H}}$ 严 É 年 併 田 П Ш <u>++</u> Ш 様式第七号(<u>日本工業規格</u>A4) 樣式第六号別紙 りましたから、同規則第六条の規定により、変更登録の申請を致します。 [同左] (注意事項) 自ら<u>業務</u>を営むとき 氏 ٠ چ なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。 日本公認会計士協会 [同左] [同左] 公認会計士等登録規則第二条の登録事項について、下記のとおり変更があ $[1\sim3$ 同左] (日本工業規格A4) がな 4 礟 殆 뺍 Ħ 明大昭平 治正和成 $\widehat{\mathbb{H}}$ 続 严 桥 併 併 田 Ш Ш <u>H</u> **=** Ш

2 この届出書を提出する者が本人の同居の親族であるときは、住民

財 、務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正)

第七条 財務計算に関する書類その 他 他の情報 の適正 性を確保するための 体制に関する内閣 府令 (平成十九年

内閣府令第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の立 表により、 改正 前 欄 に 掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に 掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、 改正前欄及び 改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二 一重傍線 を付

た規定 (以下この条において「対象規定」という。) は、 当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう

に改める。

第四号から第七号まで に公認会計士法第二十四条第 はこれらに 一項又は公認会計士法施行令第七条第 相当する会社をいう。 (補助者にあっては 一項第一号若しくは第 同 項に おいて同じ。 項 第 同号を除く。 号若しくは 一号若しく と の 間

は第三 規定する関係を有する場合

2 る で定めるものは、 法第百九十三条の二第四項に規定する監査法人に係る内閣府令 次のいずれかに該当する場合における関係とす

略

により同法第二条第一 公認会計士法第三 一十四条の 項の業務を行ってはならない場合 + の 二 第 項又は第一 一項の規 定

兀 号、 二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第 関係を有する場合 補助者が、 第四号から第六号まで、 公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第 第八号若しくは第九号に規定する 一項 第

五. 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法 社員の二親等以内 0 親族が 公認会計士法第二十四条第

> ľ, 諸表規則第二条第六号に規定する非連結子会社をいう。 行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げ 社をいう。以下同じ。 る持分法が適用される非連結子会社及び関連会社に相当する会 会社である場合には、 る関連会社をいう。 を有する場合 る関係 一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施)及び関連会社 (補助者につい 以下同じ。)をいい、 (連結財務諸表規則第二条第七号に規定す 連結財務諸表規則第二条第八号に規定す)との間に、公認会計士法第二十四条第 ては同項第七号に掲げる関係を除く。 被監査会社が、 以下同 外国

[同上]

2

同上

第一項の業務を行ってはならない場合 公認会計士法第三 十四四 条の十 の 二 0) 規定により同法第二

 \equiv 同上

兀 号、 係を有する場合 一号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第 補助者が、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは 第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に掲げる関 項第

五. 一親等以内の親族が 被監査会社につい ての監査証明に係る業務を執行する社員の 公認会計士法第二十四条第一 項第 一号又

る関係を有する場合 項第一 号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に規定す

六 有する場合 計士法施行令第十五条第一号から第三号までに規定する関係 間に公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会 監査法人が、 被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社 を

七 者にあっては 行令第七条第一 子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第二十四条第 人の社員若しくはその配偶者又は補助者が、 項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法 項第一号若しくは第四号から第七号まで(補 同号を除く。 に規定する関係を有する場合 被監査会社の 連 助 結

八 被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に公認 締 役、 監査法人の社員のうちに、 [士法施行令第十五条第五号に規定する関係を有する者があ 執行役、 監査役若しくは使用人である者がある場合又は 被監査会社の持分法適用会社の取

九 る場合 カ 項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号 会計士法第二十四条第一 き ら第七号までに規定する関係を有する場合 監査法人の 被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認 社員 の半数以上の者が、 項第一号若しくは第二号若しくは第三 本人又はその配偶者につ

> る場合 公認会計士法施行令第七条第一 項第一号に掲げる関係を有す

は

六 会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに掲げる関係を の間に、 有する場合 監査法人が、 公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認 被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社と

七

する場合 係 第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関 第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施 又は持分法適用会社との間に、 人の社員、 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法 (補助者につ その配偶者又は補助者が、 いては同項第七号に掲げる関係を除く。 公認会計士法第二十四条第 被監査会社の連結子会社 を有 行令 項

八 る場合 締役、 認会計士法施行令第十五条第五号に掲げる関係を有する者があ 被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、 監査法人の社員のうちに、 執行役、 監査役若しくは使用人である者がある場合又は 被監査会社の持分法適用会社 の取

九 若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一 との間の公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号 する関係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社 被監査会社との 監査法· 人の 社員の半数以上の者が、 間の公認会計士法施行令第十五条第七号に規定 本人又は 配偶者につ 項第 一号若 き、

]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

備考

表中の

(公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正)

第八条 公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令 (平成十九年内閣府令第八十二号)の一部を次

のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(課徴金の納付を命じないことができる場合等)

第 号の財務書類 項 第 合とする。 該財務書類に記載される数値その他の内容の変化が軽微である場 以下この条において同じ。)に係る虚偽、 で定める場合は、 て準用する場合を含む。 及び第三十四条の二十一の二第二項第一号に規定する内閣府令 条 一号 公認会計士法 (法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。 (法第一条の三第一項に規定する財務書類をいう。 法第三十条第一項 (以下「法」という。))又は第三十四条の二十一第二項第 (法第十六条の二第六項にお 錯誤又は脱漏により当 第三十 条の二第一 第

2 法第三十一条の二第二項第二号(法第十六条の二第六項においる監査に関する基準及び慣行に照らして著しく不十分であった場所の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査に関する基準及び慣行に照らして著しく不十分であった場合とする。

十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等をいう。)との間三号に規定する内閣府令で定めるものは、被監査会社等(法第三て準用する場合を含む。)及び第三十四条の二十一の二第二項第3 法第三十一条の二第二項第三号(法第十六条の二第六項におい

改正前

(課徴金の納付を命じないことができる場合等

書類をいう。 軽 脱漏により当該財務書類に記載される数値その他の内容の変化 閣府令で定める場合は、法第三十条第 項第一号及び第三十四条の二十一の二第二項第一号に規定する内 条 第二項第一号の財務書類 微である場合とする。 公認会計士法 以下この条において同じ。)に係る虚偽、 (以 下 (法第一条の三第一項に規定する財務 「法」という。) 第三十 一項又は第三十四条の二十 条の 錯誤又は 一第一

2

との間で既に締結されている契約に基づく法第二条第一項の業務法第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等をいう。)二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、被監査会社等(3 法第三十一条の二第二項第三号及び第三十四条の二十一の二第

[三〜五 略] 規定する事実	第一号において同じ。)又は第三十四条の二十一の二第一項に定書」という。)により行うものとする。 第六十三条第三項及び第四項項において準用する場合を含む。第六十三条第三項及び第四項項において準用する場合を含む。第六十三条第三項及び第四項項において準用する場合を含む。第六十三条第三項及び第四項項において準用する場合を含む。第六十三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。第六十三条第三項及び第四項において、第一項に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	第十五条 法第三十四条の四十第一項の規定による審判手続開始の(審判手続開始の決定)記名しなければならない。	に接続して当該謄本が原本と相違ない旨を付記し、かつ、これには、当該謄本を作成した審判手続の事務を行う職員が、その記載第十一条 法第五章の六又はこの章の規定により作成すべき謄本に(事件記録の謄本の様式)	めるもののほか、この章の定めるところによる。 第二条 法第五章の六の規定による審判手続については、同章に定(趣旨)	で既に締結されている契約に基づく法第二条第一項の業務とする
[三~五 同上]	十一の二第一項に規定する事実二 課徴金に係る法第三十一条の二第一項又は法第三十四条の二一 [同上]	第十五条 [同上] に名しなければならない。	に接続して当該謄本が原本と相違ない旨を付記し、かつ、これには、当該謄本を作成した審判手続の事務を行う職員が、その記載第十一条 法第五章の五又はこの章の規定により作成すべき謄本に(事件記録の謄本の様式)	めるもののほか、この章の定めるところによる。 第二条 法第五章の五の規定による審判手続については、同章に定(趣旨)	とする。

4 法第三十四条の五十三第六四 いずれかに該当する旨及びその 一 法第三十一条の二第一項型 一 に規定する事実がないこと。	- い 。 の に ず 法 場	一い。のず法 場	v ° O	° Ø	0)	の場合においてけ		令の適用及び課徴	二第一項又は第三	3 第一項第二号に掲	2 [略]	第六十三条 [略]	(決定の記載事項)	2 [略]
[略] 「職] 「職] 「職] 「職] 「職] 「職] 「職] 「職	だがないこと。 不の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項がる旨及びその理由を記載しなければならない。 五十三第六項及び前条の決定には、次の各号の	4の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項7る旨及びその理由を記載しなければならない。5五十三第六項及び前条の決定には、次の各号の	載しなければの決定には、				は、審判手続開始決定書を引用することができる	令の適用及び課徴金の計算の基礎を記載しなければならない。こ	二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実、法	掲げる事項には、課徴金に係る法第三十一条の				
4 [同上] - 法第三十一条の二第一項又は法第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実がないこと。 - [同上]	この場合においては、る。[同上]一 法第三十一条の二	この場合においては、る。[同上]	[同上] この場合においては、	[同上] この場合においては、	の場合においては、	いては、		法令の適用及び課徴金の計算の基礎を記載しなければならない。	二第一項又は法第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実、	3 第一項第二号に掲げる事項には、課徴金に係る法第三十一条の	2 [同上]	第六十三条 [同上]	(決定の記載事項)	2 [同上]

(特定社員登録規則の一部改正)

第九条 特定社員登録 規 則 (平成十九年内閣 府令第八十三号) の 一 部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 によ か、 改 正 前 欄 に 撂 げ る規定の \mathcal{O} 傍線を付 し又は破 線 で囲 んだ部分をこれ に順次対 応する改 正 後

欄に 掲 げる規定 \mathcal{O} 傍線 を付 L 又は 破 線 で囲 6 だ部分のように 改 め、 改正 前 欄 及び 改 正 後 欄 に対応 して 掲 げ

るその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下この条に おいて「対象規定」という。) は、 その 標記 部 分

が 同 のものは当該対象規定を改正後欄 に掲げるもののように改め、 その標記部 分が異なるもの は改正が 前

欄に掲げる対象規定を改正後欄 に 掲 だける対象規定として移動し、 改 正 後欄に掲げる対象規定で改正前 欄 12

これに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

四	2 前項の特定社員登録申請書には、次に掲げる書類(官公署が証第四条 [略]	(特定社員登録の申請手続)	きは、その種類及び年月日	六 法第三十四条の十の十七第一項各号に掲げる処分を受けたと	消されたときは、その年月日	第十条第一号において同じ。)の規定により特定社員登録が抹	五 法第三十四条の十の十四第二項(第一号に係る部分に限る。	四 [略]	として執務する事務所の名称及び所在地	三 所属する監査法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに主	[一・二 略]	次に掲げる事項とする。	名簿をいう。次条及び第十条において同じ。)への登録事項は、	第二条 特定社員名簿 (法第三十四条の十の八に規定する特定社員	(登録事項)	改正後
四 一	2 [同上] 第四条 [同上]	(特定社員登録の申請手続)	きは、その種類及び処分を受けた年月日	五 法第三十四条の十の十七第一項各号に掲げる処分を受けたと			[号を加える。]	四[同上]	として執務する事務所の名称及びその所在地	三 所属する監査法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに主	[一十一 同上]			第二条 [同上]	(克鲁姆曼)	改 正 前

書

五. 該当しない旨 法第三十四条の十の十第三号から第十二号までのいずれにも の宣誓書

[六・七 略

、特定社員登録の抹消に関する届出手続

第六条 様式第四号による特定社員登録の抹消に関する届出書を協会に提 相 あ ず 続人若しくは同居の親族は、 って れかに該当するに至ったときは、 特定社員が法第三十四条の十の は 法第三十四条の十の 遅滞なく、 十第九号に係る部分を除く。 本人又はその法定代理人、 十四第一 その旨を記載した別紙 項各号 (第三号に \mathcal{O}

2 略

出

しなければならない。

3 |号又は第三号に該当するに至ったときについて準用する。 前 項の規定は、 特定社員が法第三十四条の十の十四第二項 第

(特定社員登録の抹消に関する協会の手 続

第九

条

協会は、

を当該届出者に通知しなければならない。 社 関する届出書の提出があったときは、 員登録の抹消を行 第六条第一項の規定による特定社員登録の抹消に その旨及び特定社員登録の抹消の年月日 審査の上、 遅滞なく、 特定

2 至 協会は、 ったときは、 特定社員が法第三十四条の十の十第九号に該当するに 遅滞なく、 特定社員登録 0 抹消を行い、 その旨及

> 0 証 明書

五. 号までのい 法第三十四条の十の十第三号、 ずれにも該当しない旨の宣誓書 第四号及び第六号から第十二

「六・七 同上

(特定社員登録の抹消に関する届出手続)

第六条 らない。 る特定社員登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなけ 同 るときを除く。 に該当するに至ったとき 居の親族は、 特定社員が法第三十四条の十の十四第)は、本人又はその法定代理人、 遅滞なく、 (法第三十四条の十の十 その旨を記載した別紙様式第四号によ 項各号の 相続人若しくは 第九号に該当す ず ればな れ

2 同上

[項を加える。

、特定社員登録の抹消に関する協会の手続

第 九条 の旨及び特定社員登録の抹消の年月日を当該届出者に通知し たときは、 ればならない。 協会は、 審査の上、 特定社員登録の抹消に関する届出書の提 遅滞なく、 特定社員登録の抹消を行 出 があ なけ そ

2 至ったときは、 協会は、 特定社員が法第三十四条の十の十第九号に該当するに 遅滞なく、 特定社員登録の 抹消を行い、 その旨及

しなければならない。 び特定社員登録の抹消の年月日を当該特定社員であった者に通知

(特定社員登録の抹消等に関する事項の登録)

は、遅滞なく、当該各号に定める事項を特定社員名簿に登録しな第十条 協会は、特定社員が次の各号のいずれかに該当する場合に

抹消されたとき

第二条第五号に掲げる事項

き 第二条第六号に掲げる事項 一 法第三十四条の十の十七第一項各号に掲げる処分を受けたと

別紙様式第1号(第3条関係)

特定社員名簿

 [略]

 特定社員登録 年月日

 特定社員に対 種類 する処分
 種類日

 [表略]

別紙様式第4号(第6条関係)

(日本産業規格A4)

知しなければならない。 び特定社員登録の抹消の年月日をこれらの規定に該当する者に通

(処分の登録)

号に掲げる事項を特定社員名簿に登録しなければならない。又は第二号に掲げる処分を受けたときは、遅滞なく、第二条第五第十条 協会は、特定社員が法第三十四条の十の十七第一項第一号

別紙様式第1号(第3条関係)

特定社員名簿

別紙様式第4号 (第6条第1項関係)

[同左]

(日本産業規格A4)

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した	[1~5 略]	(注意事項)	[表略]	別紙 (日本産業規格A4)	[表略]	빰	の規定により、届出を致します。	下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、特定社員登録規則第6条	特定社員登録の抹消に関する届出書	住所	続柄	氏名	日本公認会計士協会 殿	年月日
i分を除く全体に付した傍線は注記である。	[1~5 同左]	(注意事項)	[同左]	別紙 (日本産業規格A4)	[同左]	캠	第1項の規定により、届出を致します。	条 下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、特定社員登録規則 <u>第6条</u>	特定社員登録の抹消に関する届出書	住所	続柄	天名	日本公認会計士協会 殿	年 月 日

(外国監査法人等に関する内閣府令の一部改正)

第十条 外国監査法人等に関する内閣府令(平成二十年内閣府令第九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(訳文の添付)	(訳文の添付)
第一条 公認会計士法 (以下「法」という。) 第五章の五の規定に	第一条 公認会計士法(以下「法」という。) 第五章の四の規定に
より金融庁長官に提出する書類で、特別の事情により日本語で記	より金融庁長官に提出する書類で、特別の事情により日本語で記
載することができないものがあるときは、その訳文を付さなけれ	載することができないものがあるときは、その訳文を付さなけれ
ばならない。ただし、当該書類のうち、法第三十四条の三十六第	ばならない。ただし、当該書類のうち、法第三十四条の三十六第
二項の規定により添付されるもの(英語で記載されたものに限る	二項の規定により添付されるもの(英語で記載されたものに限る
。)については、この限りでない。	。)については、この限りでない。

附 則

施 行 期日

第 条 こ の · 府令は、 公認会計 | 士法| 及び金融 商品 i取引法 \mathcal{O} 部を改正する法律 \mathcal{O} 施 行 (T) 日 **令** 和 五. 年四

日) カ ら施行する。

(公認会計士法施行 規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条

第一条の

規定による改正後の公認会計

士法施行規則

(以下この条において「新公認会計士法施

行

規

則」という。) 第十四条第一 号二及び第三十九条第 号 ^ \mathcal{O} 規定は、 この 府令の: 施 行 \mathcal{O} 日 (以 下 施施 行 日

という。) 以 後に 開 始す る年度又は会計年度に 係 る説 明 書 類に 0 **\ て適用 し、 施 行 日 前 に 開 始 L た 年 度

又は会計年 ・度に に係るが 説 明 書 類に 0 V ては、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

2 新公認会計 士法 士 法施行 行 和二十三年法律第百三号)第三十四条の十一の四第二項に規定する大規模監査法 規則第二十五条第二号及び第二十六条の 規定 の適用につい ては、 令和六年七 月 日

人に

(公認会計

(昭

あっては 令和 五年七 月一 日 以 後最初に開始する被監査会社等 (同法第三十四条の十の 匹 第四 |項に 規 定

する被監査会社等をいう。 の会計期間 (同法第二十四条の三第 項に規定する会計期間 をいう。 \mathcal{O} 開

始 \mathcal{O} 日 (第四 項及び第五項において 「適用開始日」という。) の 前 日までの間は、 なお従前 の例によるこ

とができる。

3 新公認会計 士 法施 行 規則第六十九 条の規定は、 施行 日 以後に開始する会計年度に係る計算書 「類に添き 付 す

る監査 査報告書に つい て適用し、 施行 日前に開始した会計年度に係る計算書類に添付する監 査報告書に つい

類に添付するものについて適用することを妨げない。

ては、

なお従前の例による。

ただし、

当該監

査報告書のうち施行日以後に終了する会計年度に係る計算

書

ついては、適用しないことができる。

4

新公認会計

1:士法施?

行

規則第九十三条の規定は、

適用開

始

日前に開始する年度又は会計年度に係るも

5 新公認 会計 士 法施行 行 **-**規則第-九十五 条及び第九十六条の規定は、 適用開: 始日 の前 日 までの間 は、 適用 しな

いことができる。

6 新公認会計士法施行規則別紙様式第二号一. 6. 及び記載上の注意一. 6. a_. の規定は、 施行 日以後

に 開 始する会計年度に係る業務報告書について適用し、 施行日前に開始した会計年度に係る業務報告書に

ついては、なお従前の例による。

のに

(業務補助等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施 行 日 における第二 条 の規定による改正 後 \mathcal{O} 業務 補 莇 等に関う する規則第三条第一 項に規定する業務

補 助 等 \mathcal{O} 期 間 が二年 以 上で、 ある者 \mathcal{O} 同 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に つ 1 て は、 な お · 従前 \mathcal{O} 例 に による。

(公認会計士等登録規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日に お 1 7 `現に: 第五条の 規定による改正後の公認会計士等登録規則第二条第三号ホ又は へに掲

げ る場合に該当してい る公認会計 士等 (同号イに規定する公認会計士等をいう。) は、 施行日 か たら起 算 L

て六月以内に、 当該 ホ 又はへに定める事項を記 載した公認会計士等登録規則第六条第一 項 の変更登録 申 請

書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。